

平成30年 8 月 6 日（月曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

平成30年8月6日(月曜日)

出席議員(15名)

1番	吉田真悦君	2番	鈴木宏通君
4番	吉田二郎君	5番	平吹俊雄君
6番	手島牧世君	7番	佐野善弘君
8番	藤田洋一君	9番	山岸三男君
10番	柳田政喜君	11番	前原吉宏君
12番	櫻井功紀君	13番	福田淑子君
14番	千葉一男君	15番	我妻薫君
16番	大橋昭太郎君		

欠席議員(1名)

3番 村松秀雄君

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	須田政好君
総務課長	佐々木義則君
防災管財課長	寒河江克哉君
防災管財課町営住宅係長兼庁舎管理係長	櫻井紳司君
税務課長	梯谷巧志君
徴収対策課長	菅井清君
徴収対策課課長補佐	門間裕匡君
町民生活課長	佐藤吉則君
町民生活課課長補佐	阿部伸二君
産業振興課長	佐藤淳一君

産業振興課産業活性化推進係長	川 名 秀 明 君
建 設 課 長	沼 津 晃 也 君
建 設 課 技 師	佐 藤 敏 次 君
水 道 事 業 所 長	櫻 井 純一郎 君
教育次長兼教育総務課長	佐々木 信 幸 君
教育総務課課長補佐兼管理係長兼学校給食係長	伊 藤 雅 典 君
教 育 総 務 課 主 事	阿 部 圭 佑 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	吉 田 泉 君
事務局次長兼議事調査係長	高 橋 美 樹 君

議事日程

平成30年8月6日（月曜日） 午前9時30分 開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 協議事項（説明及び意見を求める事項）

- 1）債権の放棄について（水道料金、町営住宅使用料、学校給食費）
- 2）学校施設におけるブロック塀等の安全点検状況について
- 3）生産性向上特別措置法に係る美里町税条例の一部改正について
- 4）美里町地球温暖化対策実行計画及び地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業について
- 5）平成30年度美里町道路照明灯更新業務について
- 6）宮城県国民健康保険被保険者証の一部印字漏れについて

第4 その他

第5 閉 会

午前 9 時 3 0 分 開会

- 事務局長（吉田 泉君） おはようございます。ただいまより全員協議会を始めさせていただきます。

議長、よろしくお願いします。

- 議長（大橋昭太郎君） おはようございます。前夜雨が降り出して、喜んでおりましたが、大分雨量が多くなりまして、災害を心配しましたが、何事もなかったということで、ほっとしているところでございます。

本日の全員協議会、よろしくお願いいたします。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの協議事項として 6 件ほどあります。どうぞ、スムーズに全員協議会が進められますよう、よろしくお願いいたします。

なお、協議事項の（１）債権の放棄については、債権ごとに分けて行います。個人情報の関係もありますので、この債権の放棄については非公開で行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（大橋昭太郎君） 債権の放棄については非公開で行うことといたします。

また、個人別の資料を債権ごとに一旦配付をさせていただきますが、その都度、終わり次第、回収をさせていただきます。特に、個人名及び個人が特定されるような発言については行わないようにお願いいたします。

本日の全員協議会、村松秀雄議員、体調不良のため欠席との申し出があります。

ただいまから会議を始めさせていただきます。

まず最初に、町長から挨拶をお願いいたします。

- 町長（相澤清一君） 皆様おはようございます。

本日の全員協議会、よろしくお願い申し上げます。

夏風邪ひくやつは何かと言いますけれども、全く私は風邪、大変ひどくて、きのうも夕方早く寝ました。非常に、そういう面では暑かったり、寒かったり、大変な時期でございますけれども、皆さんは十分注意していただきたいと、そのように思っております。

本日は議長のお取り計らいにより、議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、１点目は、債権の放棄について、２点目は、

学校施設におけるブロック塀等の安全点検状況について、3点目は、生産性向上特別措置法に係る美里町税条例の一部改正について、4点目は、美里町地球温暖化対策実行計画及び地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業について、5点目は、平成30年度美里町道路照明灯更新業務についてであります。また、6点目は、本日、急遽追加をお願い申し上げました、宮城県国民健康保険被保険者証の一部印字漏れについてでございます。

初めに、1点目の、債権の放棄について御説明申し上げます。

9月会議において、権利を放棄することについて提案することとしておりますが、債権の消滅時効が完成し、かつ債務者の実態から納付が見込まれないことから、水道料金、町営住宅使用料及び学校給食費のそれぞれの債権において回収が不能であると判断し、それらの債権を放棄するものであります。

詳細につきましては後ほど、水道料金に係る債権放棄については水道事業所長から、町営住宅使用料に係る債権放棄については防災管財課長から、学校給食費に係る債権放棄については教育委員会からそれぞれ御説明申し上げます。

次に、2点目の、学校施設におけるブロック塀等の安全点検状況について御説明申し上げます。

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市内の小学校において、プールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

そのため、本町においても、町立の学校施設におけるブロック塀等の安全点検を実施したところ、不動堂中学校と小牛田中学校において、現行の建築基準法の基準を満たしていないブロック塀が見つかりました。

本日は、点検を行った結果についての状況報告と、その対応策について御説明申し上げます。

詳細につきましては、後ほど教育委員会から御説明申し上げます。

また、その他の公共施設におけるブロック塀等の安全点検を実施いたしましたので、その点検結果について、後ほど総務課長から御説明申し上げます。

次に、3点目は、生産性向上特別措置法に係る美里町税条例の一部改正について御説明申し上げます。

生産性向上特別措置法の施行及び地方税法の改正により、本町が策定した導入促進基本計画に基づき、認定した先端設備等導入計画に従って、町内中小企業者が取得した設備等に対する

固定資産税の課税標準の特例措置を定めるものであります。

詳細につきましては後ほど、導入促進基本計画については産業振興課長から、税条例の一部改正については税務課長からそれぞれ御説明申し上げます。

次に、4点目は、美里町地球温暖化対策実行計画及び地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業について御説明申し上げます。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、公共施設における温室効果ガスの排出量の削減等を図るため、平成29年度に環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）1号事業を活用し、美里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を平成30年4月に策定いたしました。

この計画の重点施策に掲げている設備更新を実施するため、平成30年度、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）2号事業の交付申請を7月13日に提出しているところであります。

詳細につきましては、後ほど町民生活課長から御説明申し上げます。

次に、5点目は、平成30年度美里町道路照明灯更新業務について御説明申し上げます。

電気料金及び修繕費の削減と環境への負担軽減を実現するために、446基の道路照明灯をLED照明に更新するものであります。

詳細につきましては、建設課長から御説明申し上げます。

次に、6点目の、宮城県国民健康保険被保険者証の一部印字漏れについて御説明申し上げます。

宮城県国民健康保険被保険者証が平成30年8月1日に一斉更新を迎えるに当たり、7月19日以降、月末までの間に新保険者証を交付してまいりましたが、そのうち166世帯、250人分について、被保険者を特定する記号・番号欄の記号の部分が印字漏れにより付記されていないことが8月1日に医療機関からの指摘により判明しました。

そのため、翌日8月2日から職員が対象となる全世帯を訪問し、印字漏れのあった被保険者証を回収するとともに、正しい被保険者証と差しかえをいたしております。

詳細につきましては、町民生活課長から御説明申し上げます。

以上6点、大変本当に皆様方お忙しい中、全員協議会、6点の内容でございますけれども、よろしく御協議いただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（大橋昭太郎君） それでは早速、3、協議事項の（1）債権の放棄についてに入ります。

最初に、水道料金債権の放棄について行います。それでは、総務課長、出席者の紹介。

○総務課長（佐々木義則君） おはようございます。本日も御指導よろしくをお願いいたします。

それでは初めに、債権放棄について、水道料金の債権放棄について説明員を紹介させていただきます。

まず、水道事業所長、櫻井純一郎でございます。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 続きまして、徴収対策課長、菅井 清でございます。

○徴収対策課長（菅井 清君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく、徴収対策課課長補佐、門間裕匡でございます。

○徴収対策課課長補佐（門間裕匡君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） では、資料の配付をお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、水道料金債権の放棄について、水道所長から御説明申し上げます。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 改めて、おはようございます。

初めに、水道事業所のほうから水道料金未収金の債権放棄に関して御説明させていただきます。

本日配付ということで、お手元のほうに、まずは表題のほうで、水道料金債権放棄についてという説明資料のものが、3ページのものが一部と、今お渡しした債権放棄明細書、中央に債権名、水道料金、こういう二部の資料をお渡ししましてよろしくお願いいたします。

また、9月定例会議のほうに今回の水道料金の未収金の債権放棄について提案することとしておりますので、その事前説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、債権放棄明細書のほうから説明してまいります。1ページのほうをお開き願いたいと思います。

1ページのほうには、年度別債権額がお示しされております。

平成21年度から平成28年の5月調定分まで、未納月数558件、債権額214万1,860円、実人数で78件についてを債権放棄することにしております。

説明欄ですが、21年度、22年度で債権放棄1件ずつありますが、平成26年度の9月定例会におきまして、平成22年度分までも債権放棄をしていましたが、当時に、この21年度、22年度が内金のため時効中断になっておりました。その後が、徴収確保ができなかったために、今回おるものということで御理解願いたいと思います。

続きまして、次のページをお開き願いたいと思います。

2 ページ以降が債権放棄をする対象者の名簿となっております。実人数のほうは、先ほどお話ししたとおりで、78人、78件ありますが、左から氏名、名称、住所、所在地。この住所等につきましては、水道事業所で最終的に確認している住所地となります。肩書、未納月数、債権額というような内容でお示しさせていただいております。

ケースで言いますと、ナンバー13のケースでは94カ月、52万3,910円が最高額の放棄額となります。なお、こちらのほうの94件につきましては、こちらのほうで給水装置が2つ、つまりメーターが2つあるために月数が大きくなっているということで御理解願いたいと思います。そのようなケースは、ケース30番目においても未納月数が59ありますけれども、こちらのほうでも給水装置が2つあるために月数が多くなっているという承知をしていただきたいと思います。

今回この78件の中には、死亡している方が16人いらっしゃいます。あと、法人、個人営業の方が12件含まれているというようなこととなっております。

以上、債権額の明細書の説明のほうは終了させていただきます。

続きまして、別資料の、表題で、水道料金債権放棄についてのほうで御説明したいと思います。

今回の債権放棄に当たりましては経過がございますので、その内容となります。読んで説明してまいります。

1、美里町水道事業給水停止に関する規程施行までの経過ということで、平成16年度以降、毎年度100万円を超える未収額が翌年度に繰り越され、不良債権を含む未収金の増加が大きな課題となっております。

平成26年度には議会の議決をいただきまして、平成16年度から平成25年度の一部を含めた約760万円を債権放棄をし、以後、未収金の縮減に着手しましたが、十分な成果が得られませんでした。その原因を追究したところ、滞納した場合の明確な給水停止基準がなかったために、契約者が現場に立ち会わないと給水停止をしない。裏づけのない口頭納付約束で給水停止をしない。小額納付を容認し、未収金が減らない状況でも給水停止をしないといったような、実効性のない対応をとっていました。

このため、実効性のある給水停止基準の策定が急務と認識いたしまして、徴収停止、履行延期、債権放棄等生活困窮者への対応の検討も踏まえまして、平成28年12月に美里町水道事業給水停止に関する規程を制定、平成29年4月1日に本施行をしております。

2 番目、美里町水道事業給水停止に関する規程施行後の状況ということで、(1) 契約継続

者への対応。現在も水道使用をしている方への、未納者への対応です。

平成28年12月に規程を制定いたしまして、平成29年4月1日までの施行までの間に時間を取りまして、給水停止の対象となる見込みのある未納者に対して納付相談を行いまして、そのうち13人について、新たに発生する水道料金の納期内納付を条件としまして、滞納分の納付を最長1年間猶予する分納誓約を行いました。

納付相談がなかった者に対しては順次、規程に基づいて給水停止の予告を行いまして、7日後には給水停止を行い、平成30年8月1日まで延べ210人に対して給水停止を行っております。なお、平成30年8月2日現在で給水停止を継続している者は14人となっております。

(2) 給水停止による効果ということで、給水停止の実施によりまして、平成29年度の現年度徴収率が98.23%となり、平成27年度から0.65%増加しております。

また、平成27年度から26年度までの過年度未納額は、平成27年度末382万円あったものが、平成29年度末で200万円までに縮減をしております。

(3) 課題の対応。

給水停止の実施により、契約継続者の未納額は縮減されましたが、町外転出者、町内転居者、死亡者等、既に契約が解除された滞納者について給水停止が行えず、催告書か訪問の納付を求めてまいりましたが、生活困窮者や所在不明者も多く、債権をこれ以上保持しても、債務者の実態から納付が見込まれないものが多い状況となっております。

そのため、今回、水道料金の消滅期間が2年であることから、平成28年度の5月調定分までの時効が経過して、債権をこれ以上保持しても、債務者の実態から納付が見込まれないものについてはみなし消滅として処理し、債権を放棄したいと考えております。

3番については、再掲ですので省略させていただきます。

次のページ、3ページ目です。債権放棄事案に関する参考資料ということで、1番目の、業務の処理状況につきましては、これまでちょっとお話ししたことを時系列に並べますと、お示しのとおりの流れとなっております。

2番目の、未納額の推移というところで、黒星マークのところの、平成28年度末の、27年度の黒星マークは146万3,000円あったものが、29年度末で言いますと、黒星マークが61万9,244円に縮減しておりまして、これは滞納繰越分の未収金が分納誓約の完全履行により約57%減少しております。

また、当年度分の、現年度分の未収金ですが、白星マークの、29年3月31日未納額分で1,423万1,510円あったものが、平成29年度末、30年、31年未納額で1,212万783円まで縮小しており、

約15%減少しているのは、適正な給水停止の運用によるものの成果と認識しております。

3番目、年度別給水収益収入率の推移ということで、先ほどもお話ししましたが、平成27年度を見ても、同様の調定額ですので、0.65%収入率が改善していることがお示しております。

ちょっと前後しますが、最初に5番目、債権放棄対象者事由別集計ですが、これは今回の債権放棄する理由は、消滅時効期間が経過しまして、債務者の実態から納付の見込みがないためということのほか、1番目で、債権額の取り立てに要する費用に満たないものということで、費用倒れするケースの人が24人分あったと。あと、所在不明で、アパートなどで住民登録していないような人が転出した場合とか、あるいは個人営業などで営業をやめて出て行った場合に所在不明になっているということでの人数の減です。あと、ほかは原因としては、時効の援用が見込まれるというような意味で、こういった理由づけをしております。

最後に、4番目の、給水停止実施状況につきまして説明させていただきます。

平成27年度における予告者数、実施者数ということで、計にしますと32件、17件。平成29年度にしますと、予告件数が334件、159件です。あと、30年4月1日現在での給水停止者数が17件ありますが、先ほど申したとおりで、現在の停水者数が14人となっております。

給水停止の継続者数への対応につきましては月1回、状況調査のために停水者のほうに訪問をしております。実態を把握しまして、居住実態を把握した方については御説明しまして、分納誓約とかそういったやり方がありますので、そういった話をして、入金の手続の勧奨をしております。不在の場合は、訪問日をおきながら、生活困窮の場合は、そういった分割などの相談を受けるよというようなことで、そういった不在票を置きながら対応していますが、なかなか居住実態を把握できない人も多いような状況になっています。

なお、この中には既に死亡していて空き家になっていたり、既に転出をしていたり、あるいは長期に居住していない状況にも見受けられる人が何人かおられておりますが、今後とも停水継続者に対しては状況確認をして、納付勧奨につなげていきたいと考えております。

水道事業所からは以上です。

- 議長（大橋昭太郎君） ただいま水道料金債権の放棄について説明をいただきました。皆さんのほうから何かございませんか。意見等、質問等ございませんか。福田議員。
- 13番（福田淑子君） 1ページに、給水停止を継続している人が14人となっておりますけれども、この方の今の生活実態ですね。そこに住んでいて、水が来ないというのは命にもかかわることだと思うんですけれども、その辺の生活実態どうなっているんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 先ほども、最後にお話ししたとおり、毎月、給水停止継続者に対しては、実態把握のために訪問調査をしております。会えた方については、納付勧奨を勧めて、入金されている方もいるし、あるいは分納誓約に結びついて、そういった分割で支払っている方もいらっしゃいます。

なお、なかなかやっぱり会えない人がいらっしゃいまして、その方については実態の把握ができておりません。そのため、訪問した際には訪問票を置いて、水道事業所のほうに御連絡いただくような納付勧奨は進めておりますが、なお、なかなかそれでも来ませんので、そういった方については、月1回そういった巡回訪問で再度会えるような、こちらのほうでも努力をしているというようなところです。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） この14人について、給水を停止している状況にあるわけですね、実際に。その辺の、本当にそこで生活されていて給水停止となると、命にかかわるんじゃないかということで今、話、聞いたんですけれども。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 実態を把握できている方については、どのように生活しているのか聞き取りいたしております。中には、近くに親戚、兄がいて、そちらのほうに行って水をもらっている。あるいは、水については買い物と一緒に買っておりまして、今、水の必要がないというようなことも、そういった話もありました。

また、これは法的なほうで入って調査されたケースなんですけれども、知人関係からそういった支援、水とかそういった経済的な支援を受けて、そういった部分では、その辺は十分だという形で、公的支援のほうも却下されたようなケースもまたありまして、その部分について、水をどのようにしているか、水のぐあいを聞いて、使っていたことについては、その部分で会えた人については確認をしておりました。

中には、先ほどから続きますけれども、実家に帰って、水の対応はしているという形で、実際には飲み水は十分に対応できているというような感じでは入っていますが、ただ公衆衛生上よくないので、その部分は早目にこちらのほうでも、分割納入など納付相談も受けておりますから、払うような勧奨はしております。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） この14人の中で、全く連絡とれない、あるいは本当にそこに住んでいる

のかどうか分からないという実態がどれほど把握されているのか。今、特に酷暑、言われているので。水がないと最悪な状況だと思うんですね。この辺。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 先ほどの14人中、恐らく住んでいると思われるのが9名の方です。あと、5人の方が、生死が不明、あと生活の実態がないものという形でみなしております。なお、先ほどからも申し上げており、9人の方については、議員さんおっしゃるとおりで、こういった酷暑ですので、小まめに6月以降、普通は月1回程度なんですけれども、3回も行っているというようなことで、そういった配慮はしていきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 特に、実際に生活している人については、月一度というふうに決めないで、やっぱり接触するようにもっと働きかけないと、前に亡くなった状況もあったので、私はそれ二度と繰り返したくないと思うんです。そういった意味でも、やっぱり大変でしょうけれども、何回も何回も接触して、実生活している人については、なお取り組んでいただきたいなと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 議員さんのおっしゃるとおり、可能な限り状況の確認をして、納付者のほうと接触をとりまして、まず分割納付とかそういった手法もございますので、まず相談に乗っていくと。先ほど言ったとおり、可能な限り、そういった納付者の実態の調査を進めていきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。千葉議員。

○14番（千葉一男君） すごくデリケートな問題で、生活に直結するような問題がここに含まれていますので。

まず、規程ですよ。規程が今までなくて、今度、規程をつくって、このようにやっていますということなんですけれども、1つは、これは契約行為ということでよろしいのでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 民法に基づく契約行為であります。

○14番（千葉一男君） そうしますと、規程ということで、規程という範囲だと、庁舎内の管理としては規程で構わないということ、もし契約行為であるならば、この契約行為だけで十分なのかどうかというのがちょっとうまくわかりませんので、その辺をお聞きます。それから。

○議長（大橋昭太郎君） まず、そのことについて。門間課長補佐。

- 徴収対策課課長補佐（門間裕匡君） 徴収対策課の門間でございます。私のほうから補足を含めた説明をさせていただきます。

水道の契約に関しては、水道の法律に基づいて行われる契約でして、基本的には申し込みがされた場合に断ることができない契約という位置づけとなっております。ただ、例外といたしましては、実際、水を供給できない場所であるとか、そういった場合に関しては契約を断ることができるんですけれども、それ以外の場合については契約を断れないといったような契約となっております。

それに伴いまして、給水停止処分規程のほうに関しましては、同様に水道の法律のほうで、3カ月滞納した場合は水をとめる措置というところが規定されております。ただ、法律上はとめるというだけの規定しかございませんので、今回規程を設けることによって、その具体的な事務手続を詳細に規定したというような内容となっております。よろしいでしょうか。

- 14番（千葉一男君） わかりました。
- 議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。
- 14番（千葉一男君） そうしますと、現実には、今の話だと、水をとにかくとめることはできるんだけれども、所内の行動と手続ですよね、明確に示したということだと思えるんですけれども、それでまずよろしいですね。

そういうことであれば、手続も明確になったし、みんなに文句になりますから、当然相手はそうなることを了承しているということだから、とめられることにやむを得ませんというのが一般的な判断だと思うんですね。

しかし、行政ですから、それが本当に福祉関係で救わなくちゃならないような問題なのか、人なのかということについては、どういうふうなやり方をして今、こういうふうになったのですか。

- 議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 千葉議員の御質問にお答えいたします。

例えば、給水停止をしておりますが、なかなか給水停止しても、あと接触を持つことができないということで、巡回相談をしております。その場で、私たちも回って歩きまして、接触して、今の生活実態を確認していた際に、そういった福祉、仕事もしていない、保護の見込みもない、健康的な状態も聞き取り調査をすると、納付しないというような判断をした場合には、福祉のほうに手続等そういった相談に乗っていただくような形、ケースもあります。これは2件ほど、そういったケースもあります。

あと、未納者への対応につきましては、納期の20日後には督促状を発送しますが、その際には、こういった給水停止の基準が固まりましたというような内容をお示ししたのも1枚入れて、やっております、これで1カ月ごとに催告書を出して、最終的には給水停止に行くという形でも、時期までに来ていただければ、分納のそういった相談をしているというような流れの中で、相談に来られる人の場合については、そういった相談は乗っていくということにしています。

なお、これまで口頭の契約だけで、いろいろとそういった反省もありますので、紙の分納誓約というようなものをしてもらうためには、それなりの求める部分も多々ありますので、そういったものを出していただくというような手続等の負担緩和の手続はしております。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 問題がすごく、さっき言ったようにデリケートですしね、これが多分こういう債権放棄という形でどうなのかわかりませんが、財政が厳しいようですし、これ企業会計ですからね。要するに、お金を払っている人たちの負担増というのと同じ状況だと思うんですよ。全部かどうかは別として。

だから、そういう意味で、法律上はきちっと大分していると思いますけれども、それを使う人にどう説明して、納得して、いかせるかということが大きな問題だと思うんですよ。ですから、現象が起きてからじゃなくて、やっぱりこういう問題は特に難しくなりますので、源流の管理が大事だと思うんですよ。頭のところで押さえないといけないと。

だから、ちょっと今のやつ、とりあえずは今、一生懸命やっているのも感覚的に私もわかりますけれども、そういうデリケートな問題なので、ひとつ頭のほうで押さえる管理、仕組みをぜひ考えていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 今の説明いただきまして、成果としてかなり縮減させたという、しているということは、現状としては大変、それなりの効果を上げていることはいいと思うんですけれども、ただ私が解せないのは、何十カ月と、未納月数が10カ月とか11カ月、最高の方は94カ月みたいな、こんなに長い期間の未納月数が、それまでも美里町の要するに、先ほど説明あったように、規定が曖昧だったと思うんですが、これは反省すべき点で、それが改正されたから今、幾らかは成果が上がってきたというのが実態としてわかるんです。

ただ、給水停止したからといったって、それですぐ死亡につながるということではないので、先ほど説明あったように、今コンビニで水も買えるし、親戚とか誰かの水は供給できますから、

そんなに深刻な問題ではない。ただ、問題なのは、どういうふうにもこの債権を回収するかなんですよね。ただ、町だけで回収するとなると非常に難しいので。これ、もし水道事業が民間企業に業務委託されたときに、もしこういう滞納者ふえたら、もっと厳しい状況で進むんですよね。おおそ見当つくと思うんですけども、實際上、美里町だけの水道事業所の人だけの債権の回収というのは非常に難しいと思います。

だったら、一定の債権回収業務委託なりをして、そういう法律的な手段で督促状とかそういうのを送ると。あるいは、電話でそういう回収とこってやっていますよ、現在もね。そういう方法も一つの回収の選択肢としてやる必要があるんじゃないかと私は思うんですけども、その辺はどのように考えているんでしょうか。何年にもなってるからね。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 徴収対策課、平成21年度につくられました。当初は、税金等の金額が多かったのですが、ここ何年か、直接、債権回収、言うなれば取り立てができない人に関しては、裁判所を通じて取り立てをしていくという手段がありますので、そちらのほうでやっていこうということで、実は昨年1件やっております。訴訟を1件起こしたんですけども、やる前に納入を完結されて、これは水道ではないですけども、そういう状況で回収ができたという実績も積んでおりますので。

今後こういう事案に関しては、裁判所の御意向で、そういうような回収を図っていく方向ではございますので、その次に、金銭的余裕があるのであれば債権回収業者に委託する方法もございますけれども、まずは町で直接やっていきたいと思っております。

当然、何か問題があるかないかについては、顧問弁護士等に相談してやる所存です。以上でございます。

○9番（山岸三男君） それなりの、対策課で努力されているのはわかるんですけども、ただ、この何十カ月もやって、ようやく放棄したのと、こういうしかないというのは、その前の段階でもう少し、催告書、警告、それぐらいやっているんだろうけれども、結果的に何十カ月もなったら、最低でも1年とか2年以内、段階でも、そういう機構に、没収の裁判、法的手段という、その期間の何か取り決めみたいな必要じゃないかと思うんですけども、それはあるんですか、ないんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 期間の取り決め等は、議員が御指摘するように、短ければ短いほどいいと思っております。これまでは、滞納繰越分に関しましては、金額の大きいもの等の

着手を当たってまいりましたが、先ほど来申し上げているとおり、直接裁判でやったのが、住宅も含めると2件やっております。積極的にやり始めたのが、昨年度の1年前の分納でございますので、滞納繰越になる以前の、言うなれば、皆さん御承知のような、現年度分に対しても積極的に当たっていくように早く着手して、言うなれば、納税者、納入する町民に御迷惑かけないような対策をとってまいりたいと考えております。それはできるだけ早ければ早いことがいいと思います。

ただ、それに伴って、納付されない方の、言うなれば、文句が出るような、トラブルというような事象に発展する場合もあると思いますが、それを乗り越えて、未収額の減少に取り組んでまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 説明はわかるんだけど、今、課長、言ったように、余り長い期間滞納していれば、支払うほうもどんどん金額、大きくなって、どんどん、むしろ払えなくなる。我々だって、いろんな月々の支払い3カ月滞納したら金額ぼんぼん大きくなりますからね。物すごく心の負担、経済的な負担、肉体的な負担まで皆かかってきて、払いたくても逆に払えなくなってしまう。これが、分割納付だって、1,000円だ、5,000円だ、1万円だって払ったって、ずっと減らないんです。そうすると負担が大きくなるから、なおさら払えなくなる。

そうしたら、今、課長が言ったように、例えば3カ月もう滞納したらすぐ催告書を出すとか、余り大きい金額ならないうちが、これが催告の進め方なんですよ。それは、ただ簡単にそういうわけにいかないの、町の水道のそういう支払いの規約だったり条例だったり、それをきちんとして、29年度これでやったために、それくらいの成果が今、上がっているわけですから。もう少し強い、そういう取り組みをしっかりと進めるべきだと思うんですけども、いかがですか。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 規程のほうにございますけれども、早く取り組むための規定として、給水停止の予告を出す。その予告を出すのは、（「3月」の声あり）未納になってから3カ月分になりましたら催告書を出すと。そういう早い対処というのが、28年12月に規程を設けておりまして、やっております。

今回の放棄につきましては、前の放棄の絡む事件で、そこで残った分について、今回改めて放棄をさせていただきたいという申し立てでございます。

山岸議員が御指摘のように、早く着手するというのが、3カ月たったらもう給水予告を出し

て、何の反応もなければ翌年ばちっと閉めるという対策を平成29年4月1日からやっております。

ですから、わずかながらですけれども、未収額減少、実質は大分大きく減少しております。御安心くださいというわけではないんですけれども、鋭意努力してまいりたいと思います。以上でございます。

- 9 番（山岸三男君） わかりました。頑張ってください。
- 議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。
- 8 番（藤田洋一君） ちょっと、この説明ですね、1 ページの1 番目の、このポツの、1、2、3 とありますけれども、契約者が現場に立ち会わないと給水停止しないと。2 つ目は、裏づけのない口頭約束で、要は給水停止しない。ここに3 つある、1 つ最後は、少々納めてもという、この2 つですね、立ち会わないとといっても、どのように、もちろん、こういう人だからいないと思うんだけど、それ以前にどういう対応しているのかね。そういううちは大変努力されて、係の方も、先ほど、徴収対策も大変御苦労されている中身は理解はしているんですけれども。

もっと以前に先ほど千葉さんも言われたように、以前にもっとこの早い時間というか、立ち会わせるようなね。その中で、やっぱり停止する前にもっと強く言うてお願いするとか、そういうふうな段取りというか、そういうふうなのがちょっと不足しているんでないかな、体質がね。もう少し積極的にやって、もっといろいろやっていいのでないかというふうに私は感じておりますが、例えば口約束、口頭だけでももちろん停止するわけにいかないということです。その辺、逆にその契約者が甘い考えで、何もいいんだべというような考えでいるんじゃないかなというふうに考えられます。

ですから、当局としては、もっと手段があるのでやってきたのかその辺を伺います。

- 議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 今の御質問にお答えいたしますが、これまで給水停止基準が定められていなかった以前は、内部規定で行っておりました。そういったところの中で、具体的な基準が示されていなかったのも、本人が不在でも別途とめられるとか、そういった内容、あるいはそういった約束事は文書におろして提出してもらおうというようなこともしなくていて、口頭で約束して、結果的には支払いが履行されなかったというようなことが多々ありまして、そういったところで実効性がないものというようなことでした。

したがって、そういった、当時、口約束などのやり方とか曖昧な部分が多々あったとい

うことの中で、給水停止基準が必要になりまして、それを受けて、それ以降は明確な基準ができたので、今現在は適切な形で運用しているということで御理解願いたいと思います。

いずれにしても、以前の取り組みについては大変反省しております。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 大きく分けて2点なので、1点ずつのほうがよろしいですか。

○議長（大橋昭太郎君） 1つずつで。

○10番（柳田政喜君） では、済みません。まず最初に、債権者のほうの名簿を見させていただきましたけれども、まず事業者の方が結構おられますけれども、この一覧のほうに載っている中で、現在も業務を行っている事業者なんかはどれぐらいかと。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 今回お示ししているところの事業者で、現在給水を続けている方ですか。

○10番（柳田政喜君） 事業として、その方が事業を行っているか。（「水道を使っているという意味ですよ」「いや、事業をまだ継続しているか」の声あり）例えば、事業者の方で、倒産したとか、そういう人だったらある程度わかるんですけども、事業を継続している方。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 初めにもお話ししましたが、当時、営業関係、件数ありますけれども、今は実態がないものということで確認をしております。

○10番（柳田政喜君） じゃあ、2点目。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） じゃあ、現在示してもらっている表に載っている方で営業しているところはないと。（「把握してなければ」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） わかりました。じゃあ仕方ない。

じゃあ、もう一つのほうで、個人のほうなんですけれども、結構、集合住宅とか、そういう部分の未納の方が目立っているかなと思っております。それで、そういう集合住宅の中でも、実際、名前は言えませんが、片仮名表記、平仮名表記の方もあります。きちっとした契約の段階で、その辺、名前の把握できていないのかなと不思議なんです、これはどういう。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 給水契約の申し込みなのですが、当時、今回放棄するのは平成23年度以降からのものということで、受け付け時にそういった片仮名でも受け付けを電話のほうでしてしまいました。

今現在は、そういった受け付け等はしないように対応して、片仮名表記での受け付けは、こういった今回の放棄するもの以外はないところなのですが、当時そういった電話等できちんとお名前の確認をしていなかったことは、不適切な対応ということで、今はそのようにきちんと受け付けをして、漢字表記で対応しています。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 要は、最初の契約のときに申し出があったら受けなきゃいけないと、先ほどお聞きしましたけれども、その時点でのきちとした身元の確認等を当時は怠っていたということではよろしいですか。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） そのように指摘してもらっていいです。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） きちとした契約ですし、このように債権が放棄されている部分があるということで、その辺の確認はきちっとするべきだと思うんですけども、それは法的に根拠ないんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 契約をきちっとやるべきだという意味合いでしょう。

○10番（柳田政喜君） そうですね。だから、その際に、その辺の相手の確認もせずに、つないでと言われたからつないだでは話通らないと思うんです。そういうときに、相手の身元もきちっと確認しなきゃならないんですかということ。法的に、それはしなくていいんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） その当時が、電話等でそのような受け付けをしているというような実態だったという部分について。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 契約ですから、その辺はきちっと相手を確認して契約しないと、その契約自体がちょっと疑わしいものだと思うんですけども、今はしていないということで、それは安心しましたけれども、ただこういう集合住宅の場合、個々のケースにおいて、大家さんのほうがまとめて支払うパターンと、個々の借り主、借りている方が契約するパターンとあると思うんですけども、その辺でもそういう身分というのははっきりしていると思うんです、大

家さんのほうとしては、貸す際にですね。

それで、そういう契約に関しては、それは大家さんのほうには責任ないというのであれば、負えないというのはわかるんですけども、であれば、できるだけそういう大家さんのほうでまとめて管理してもらう方法というの、何らかの方策とれないんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） あくまでも契約行為が水道事業所と、美里町水道事業と契約を申し込みする方ですので、そういった大家さん、管理会社のその責任は難しいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） それはわかっていますけれども、だから、できるだけそのような、大家さんがまとめて支払うような形態だったり、まとめて管理してもらうような形の契約をふやしてもらったほうが、こういうことになることが少ないんじゃないかなと思うんですけどもということで提案しました。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） あくまでも水道を使用する人が支払う義務が生じますので、基本的には使用した人に請求を求めています。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 済みません。私のじゃあ認識不足でしたが、集合住宅で大家さんがまとめて支払って、水道料金を大家さんに光熱費と一緒に納めているというパターンはないということですね、うちのほうでは。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 中高層住宅の場合で、3階以上ですね、受水槽を設置しているケースで、手前に親メーターを設置しています。あと、受水槽以下は2次配管となりまして、そちらのほうの管理者の責任になります。所有者の責任になります。基本的には、その場合は町のほうで親メーターの水量をはかりまして、そちらの管理会社、あるいは不動産会社がそれを受けて配分するような形になっていると思います。そういったケースには、今、議員さんが指摘しているとおりで、管理会社が支払うケースはございます。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。

○10番（柳田政喜君） わかりました。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。吉田議員。

○1番（吉田眞悦君） いろいろ今までの経過を踏まえながら、反省も踏まえてということで、

新たな規程等を策定して、減っているという話のことについては、本当に御苦労さんだなど。これからも頑張っていたきたいというふうに思います。

それで、ちょっと過去のことなので確認だけさせていただきたいと。それで、まず先に1回、760万円を放棄しているんですね。そして、今回の合わせると1,000万円弱の金額を放棄するということになるんですが、この中で、今回の七十何人かの方々、該当者ということですから、前回の、26年度に放棄した、そして今回も同じその中に入っている人がいるのか、いないのか。まず、それを教えてください。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 件数は定かではございませんが、いらっしゃいます。

○1番（吉田眞悦君） 要するに、前回は放棄、今回も放棄というふうで、今回あらわされた月数よりも多い月数を放棄しなくてはならない状況の方もいるということですよ。それでいいんですね。（「おっしゃるとおりです」の声あり）

そして、今回放棄する方々で、一、二カ月という給水停止に、まだそこまでいかない方も多数いらっしゃるんですね。ただ、その中で給水停止を実行した方は何人いらっしゃいます。もしわかれただけでも、今そこまで把握していないというのであれば。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 給水停止をしているケースについては、ケース13番。（「1人だけ」の声あり）あと、もうちょっと、履歴を調べないとわからないので、過去の部分がありまして、随分古い部分もあるので、履歴まで確認できておりません。

○1番（吉田眞悦君） じゃあ、ほかの方々については、2桁以上の未納月数の方も、給水停止はいずれもしなかったと、したことないということなんですね。確認だから、そういう事実があったということだけわかればいいから。

○議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井純一郎君） 済みません、先ほど言ったケース以外はないものと認識しています。

○1番（吉田眞悦君） ないものと認識しているようだけれども、ただ当然、今回放棄する方で、現在もそのままそこにお住まいになって、継続して水道を使っている方々はいらっしゃるはずですね。だから、まずそういう方々にもきちっとした対応を、新たな対応を含めて、しているということでもいいんですね。それで改善をされていますよと、そのの方々については。最後だからそれだけ教えて。

- 議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 今回、債権放棄するケースの方は、あくまでも町外転居、町内転出、死亡というようなことで、ほとんどが既に契約を解除してというふうなことで、あと今、言ったナンバー13の方が給水停止をしているというふうな部分以外は、基本的には既に契約を解除している方ということなので。
- 1番（吉田眞悦君） それ、継続して使用している人はいないということですか。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） つまり今回は、この部分の最終的に転出した方で、今現在使っていない方の人の、最終的な清算というか、最終的な対応ということでの協議であります。
- 1番（吉田眞悦君） はい。聞かせてもらいました。
- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。平吹議員。
- 5番（平吹俊雄君） まず、1点目ですけれども、この給水停止に関する規程ですけれども、例えば他町村、大崎市とか涌谷町とかそういうところでは、こういう規程は設けているところはあるんですか、町外で。
- 議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 大崎圏域では、我が町だけが、これが規程がありませんでした。
- 議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。
- 5番（平吹俊雄君） 先ほど吉田議員も話したとおりですけれども、やはり対応が遅いということなんですね。だから、我々、常任委員会でも、そういう規程というものというか、そういう回収に当たって、ちょっとわからなかったということで、我々も責任があるのかなと思うんですが。
- そこで、給水停止に関する規程ですけれども、これ議員皆さんに配付はできないんですか。（「以前に配付して」の声あり）やったっけか。（「28年8月の」の声あり）28年。新議員もいますので、再度お願いしたいと。その辺、よろしくお願いしたいと思います。
- それから、確認ですけれども、非課税の方は無料ですよ。（「生活保護」の声あり）生活保護の。
- 議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 生活保護者に対しての水道料金の減免等はありませんで、生活扶助費の中にそういった雑費という形で水道光熱費の中に含まれています。
- 5番（平吹俊雄君） もう一回、聞こえない、ごめん。

- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 扶助費の中に、水道もしくは雑費という形の中で取り入れられています。（「保護費の中に入っている」の声あり）
- 議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにありませんか。（「最後、確認」の声あり）
- 15番（我妻 薫君） 小牛田、14人の中で生活実態がないっていうの5件あるとさっきあったんだけど、一番心配なのはひとり暮らしで、その実態がないという中身。生活臭が全然なくなっていて、まさかそこに万が一のことはないんだろうなと思うんだけど、その辺の確認ぐらいはされているんですか。
- 議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 先ほど、5人ほど実態がないものということですが、基本的には住基上の確認、あるいはそちらの死亡とかというような確認で、実際にはもう転出している、あるいはそういった状態ですとか、そのほか、あとポストの中にそういった郵便物がたくさんあったりしている場合、その管理会社、あるいは近隣などについてもそういった確認をとる、実際の生活情報は確認しておりまして、そういった生活があれば、逆に夕方伺ってみるというような。
- 議長（大橋昭太郎君） 副議長。
- 15番（我妻 薫君） 心配なのは、孤独死、気づかないでそのまま、生活臭がなくなっているようなそういった、最悪のと言ったのはそういう意味なんです。表にある届け出とか、そういうのではなくて、近所の人、あそこの人しばらく出入りしてんの見たことないわと言って、そのまま何日も放置されて、そういうことは、水道事業所だけで確認とならないんでしょうけれども、この辺のことは確認されているのかなと思った。
- 議長（大橋昭太郎君） 副町長。
- 副町長（須田政好君） ただいまの副議長さんのおっしゃった、この5人の方の実態につきましては、それより確認できないという状況の場合には、必要に応じて保健指導を徹底して、生活の実態をつかむのを把握するように努めてまいりますので、よろしくお願いします。
- 議長（大橋昭太郎君） ほかにありませんか。（「最後に1つ」の声あり）山岸議員。
- 9番（山岸三男君） 先ほど、説明の中で、例えばアパートに住む、個人住宅、借家に住む人で、住所登録をされていない方が一部いるという話聞いたんだけど、そういう方だって当然、水道を使うわけですよね。住所登録がないと、名前も、実態もなくなってしまいますよね、住所登録のないということは。そういう人の扱いとは、水道料金は当然発生するんだけど、

請求はどういう形になる。

- 議長（大橋昭太郎君） 水道事業所長。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） 給水契約申込書を、基本的には現在は立ち会いで開栓をするようにしておりまして、その際に本人に給水契約申込書などを書いていただくと。その中で、現在の住所とかをお示ししてもらいます。
- 9番（山岸三男君） 現在は、そういう住所登録のない人の契約はないということ。
- 水道事業所長（櫻井純一郎君） ただ、住民基本台帳の登録をしていない方は、中にはいらっしゃいます。
- 議長（大橋昭太郎君） 副町長。
- 副町長（須田政好君） 町外の方が町内の施設の中で給水の契約を結ぶ場合は、その本人が住所置かれている市町村の住所で記入していただいて、その方のお名前でも契約をしていただいています。
- 9番（山岸三男君） 水道を使用している人は、例えば町外にいても、ここに住所登録あれば当然。（「登録していない」の声あり）
- 副町長（須田政好君） 町内に住所あってもなくても契約できるということです。
- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

1つ、資料の3ページの、今までにちょっと聞きなれない言葉の、時効の援用が見込まれるもの。援用について、ちょっと教えていただきたい。徴収対策課課長補佐。

- 徴収対策課課長補佐（門間裕匡君） 時効の援用に関してなんですけれども、こちらの時効の援用という制度につきましては、民法のほうの規定がございます。当然、短期の消滅、時効期間というのはそれぞれの債権で決まっています、水道であれば2年を経過した時点で時効となるわけなんですけれども、その時効となった債権を支払う権利、もらう権利、それぞれの権利がございます。徴収する権利のものについては、2年で消滅しているんですけれども、滞納した方が払う権利というのも民法上認められております。その払いませんという明確な意思表示をしていただくというのが時効の援用という行為になります。
- 議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「払わない権利」「払う権利」の声あり）
- 副町長（須田政好君） 時効になっているのを、私は払いますと言えば、時効になっても払うことはできるんです。できるんだけれども、ただ普通の人には大体払わないですけれども、もう払う意思がありませんよという文面で本当は通知して、そこで初めて援用が成立して、しっかりとれるのですが、それを本人はそういった手続を知らないから、手続はしないだけであって、

それを知れば、（「それを援用っていうの」の声あり）そうです。（「議長、いいんでないの」「前回の債権放棄のときもやっているよ」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかにございせんか。

ないようですので、水道料金債権の放棄については以上といたします。資料を回収いたします。

それでは、説明員の交代のため暫時休憩いたします。再開は10時50分といたします。

午前 10 時 43 分 休憩

午前 10 時 52 分 再開

○議長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

次に、町営住宅使用料債権の放棄について行います。それでは、総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは続きまして、町営住宅使用料の債権の放棄について、説明職員を紹介させていただきます。

まず、防災管財課長の寒河江克哉でございます。

○防災管財課長（寒河江克哉君） 寒河江と申し上げます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく、防災管財課町営住宅係長の櫻井紳司でございます。

○防災管財課町営住宅係長兼庁舎管理係長（櫻井紳司君） 櫻井と申し上げます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 次に、徴収対策課長の菅井 清でございます。

○徴収対策課長（菅井 清君） よろしく申し上げます。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく門間補佐でございます。

○徴収対策課課長補佐（門間裕匡君） よろしく申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） では、資料の配付ということで。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、町営住宅使用料債権放棄の明細書のほうの資料を配付させていただきます。

それでは、資料等の内容につきまして、防災管財課長より説明申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（寒河江克哉君） 改めまして、おはようございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、本日はこの全員協議会におきまして、町営住宅使用料債権の放棄につきましての

説明を申し上げる時間をいただきまして、ありがとうございます。ただいまより、町営住宅使用料の債権の放棄について御説明申し上げたいと思います。

まず、町営住宅使用料につきましては、入居者の公平な負担、また公平な使用料が納まらない際には、未納の整理を図るように努めてまいった次第でございます。

しかしながら、町営住宅の主たる目的は、低所得者の方に低廉な使用料で安定した居住した住宅を提供することでございます。こういった趣旨のもとで行う反面、低所得であるため生活に困窮する入居者が使用料を未納するということがあることは否めないことでございます。

これまでは、未納者の方々に督促状や催告書などを送付し、または入居者の連帯保証人の方々にもその現状の相談などをして、未納使用料を少しでも解消できるようにしてきたところでございますが、なかなか目に見えるような改善がされていない状況でございました。

こういった中、平成27年4月から施行されました美里町債権管理条例によりまして、未納金の縮減に着手したところでございますが、思うような成果が得られないというところでございました。

その原因を、事務局の防災管財課に求めたところ、督促状や催告書などの送付や電話の納入催告だけではなかなか未納の解消には至らないと。また、生活費の支出の中で、どうしても使用料、家賃については後回しになっていると。また、条例や法律のほうで未納が3カ月以上継続した場合には住宅を明け渡さなければならないということが明記されておりますが、そういったこともなかなか認識されていないというようなことが判明いたしました。

このような状況に至ったことにつきましては、事務局、事務の進め方が問題があったと認識しておりますけれども、本日お諮りいたします債権につきましては、これ以上保持していても、未納者の実態から納付が見込めないと考えている次第でございます。

今回、住宅使用料の時効となる5年を経過し、その未納者の実態から納付が見込まれないものについては今回、債権を放棄したいと考えているところでございます。

放棄する債権の額でございますが、本日お配りの裏のページに、5としまして、年度別債権額というふうにまとめさせていただいております。平成13年度から平成24年度までの未納月数192カ月分、債権総額で256万2,100円、債務者の数では、延べでは20人、実人数は4人となっているところでございます。

こういった状況を受けまして、今後の対策でございますが、ことしの10月から美里町営住宅の管理に関する実施要綱を施行いたしまして、これまで事務手続を明文化していなかったものを、要綱下で明文化いたしました。これによりまして、これまでも行うべきであった連帯保証

人への請求や住宅入居者の入居を取り消し、または未納使用料や住宅の明け渡しの訴訟手続の請求などを行うという手順を、その要綱の中で明文化させていただいたところでございます。それによりまして、未納者及び未納額の減少に努めていきたいと考えているところでございます。

しかしながら、先ほど冒頭でも申し上げましたとおり、低所得者の方に安定した住宅を供給するという本来の住宅の趣旨を鑑みまして、福祉的な支援が必要な入居者につきましては、生活保護を担当する健康福祉課などとの関係機関と十分な意見交換を行いまして、一方的な請求、それで使用料を納めてください、住宅を明け渡してくださいとならないように努めながら、今後も進めてまいりたいと考えているところでございます。

先ほども申し上げましたが、資料の裏のページ、5には、年度別債権額が載っている次第でございます。

また、ただいま、本日お渡ししました資料につきましては、債権放棄明細書と、裏面、2枚目になります。年度別の債権額、2番目としましては、今回、債権放棄をする予定であります4名の方のお名前と金額が書いているところでございます。

簡単でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

- 議長（大橋昭太郎君）　ただいま町営住宅使用料債権の放棄について説明をいただきました。皆さんのほうから意見等、何かありませんか。よろしいですか。手島議員。
- 6番（手島牧世君）　債権者の実態から納付が見込まれないものという中の、債権者の実態として、それに含まれるように、生活のほうに支払うところで、住宅使用料のほうが未納になっているというケースが多いという話なんですけれども、その実態の把握の内容等は教えていただけますか。要は、ほかのものに、例えば携帯使用料だったりとか、もしかするともう少し制限できるところを考えられるんじゃないかなというところがあったので、そういった実態というところは、どういう形で把握されていますか。
- 議長（大橋昭太郎君）　防災管財課長。
- 防災管財課長（寒河江克哉君）　ただいまの手島議員の御質問にお答えいたします。

町営住宅に入居されている方につきましては、年に1回、収入調査ということを行っていたいております。その方の前年の収入がどれくらいあったのか、今現在の家族の構成がどうであるのか、そういったものを考慮いたしまして、家賃の額を決定しているということでございます。ですので、その際に入居者の方の実態の把握等しております。

また、どうしても未納となっている方につきましては、徴収対策課の協力を得まして、その

方々とも納付相談などを行って、その都度その方の生活の実態がどのようになっているのか把握しながら事務を進めるところでございます。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。ほかにありませんか。平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 債権放棄対象者ということなんですが、これ債権放棄しても、この方々はまだ、今までも住み続けるんですか。4人の方。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（寒河江克哉君） ただいまの平吹議員の御質問にお答えいたします。

4名の方のうち1名は、もう既に退去なさっております。病気を患いまして、病気入院のために住宅を退去し、ただいまは生活保護を受けておりますので、1名の方はもう住宅にいらっしゃいません。（「何番」の声あり）番号で言いますと、（「要は病気と言ったから、何番ということない」「その部分も要らない」「病気と言ったんだから」の声あり）1名の方はそういった状況です。

3名の方については、まだ住宅のほうに入居しておりますので、引き続き入居を続ける予定でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 今後の対応は、この方の。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（寒河江克哉君） 3名の方につきましては、先ほどもお話ししましたように、徴収対策課の協力を得まして、納付相談などをしておりますので、ただいま分納で納めていただいている状況でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 徴収対策では、分納では大丈夫なんですか、その辺。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 徴収対策課では、税金からこういう住宅使用料、私債権まで扱っております。その中で、妥当と思われる金額を算出いたしまして、本人の申し出により納付計画を立て、それが分納誓約書となっておりますので、できる限り徴収できるように鋭意努力して、今後もやっていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） じゃあ、何年か後に債権にならないように御努力をお願いして、終わります。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 実質12年間で、4人分でこれだけの金額になっているということなんですよね。2001年から2012年なんでしょう。（「平成13年」の声あり）債権額。（「1年抜けている」の声あり）1年抜けている。（「16年ない」の声あり）実際16年間ですか。16年間の。（「16年がないの」の声あり）16年がないんだけれども、実質は。（「11だ」の声あり）11年間。この中で、今、先ほどの説明だと若干分納されて、3名の方は分納しているので、そのまま住み続けるということなんだけれども、今回これ債権放棄すれば一応チャラになるわけですよ、前の分は。24年度分はなしになって、25年度分からまた。もう既に25年だって、今30年だから4年経過していますから。その分の滞納はまだあるのかどうなのか。きょうは今、滞納分だけだけれども、またついていく可能性がある。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（寒河江克哉君） ただいまのご質問でございますが、確かに平成24年度以前のものにつきましては、前回債権放棄させているものも含めまして、未納という形はなくなります。

ただ、平成25年度以降につきましては、先ほど徴収対策課長も申し上げたとおり、納付相談によりまして、可能な金額を現年分、今の家賃のほか、プラスして納めていただいておりますので、その分は残ります。ただし、その部分については今後も納めていっていただくというような考え方でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 今回は、債権の放棄の部分だけの人数出ているんだけれども、現在進行形で25名ほど、以降でも滞納者のいる実態はあるんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（寒河江克哉君） それについてはございます。あります。こちらの4名で全てが解決というわけではございません。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）藤田議員。

○8番（藤田洋一君） 1点だけですが、先ほど課長のほうの説明ですと、入居されている方の収入ですね、1年間ごとの調査の中で対応していますということなんですけど、家族の中にも、5人も6人もといれば、アルバイトをしたりとか、年内、正式な税務署の収入になって、そういう方々も多分どっかにはおられると思うんですね。そういう方々、この中にいるのか。あるいは、家族の中で日雇いみたいな感じで、アルバイト的に働いて収入得ている人もあると思う

んです。その辺まできちっとした、そこまで入って調べるわけにいかないと思うんだけど、それらしき方々が中にはいるのか。それでもって払わないのかどうか。そういう方々がいないとは思いますが、どうですか、そこは。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（寒河江克哉君） 本日お示ししました4人の世帯主の方々と、やはり世帯員が多い方もいらっしゃいます。そういった多い方につきましては、御本人並びにその同居している方の所得につきましても、住宅家賃を算定する際の根拠となっておりますので、それは把握させていただいております。

個人的な情報になるかもしれませんが、本日の中では9人家族という方もいらっしゃるということで申し上げておきます。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 保証人の方へも働きかけているの。保証人の方が全く知らないで、債権放棄になるのか、働きかけを行って、なおかつこういう状況になっているのか。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長補佐。

○徴収対策課課長補佐（門間裕匡君） 今回放棄をお願いする4件に関しましては、実際は時効の援用が済んでいるものについて、今回放棄をお願いしております。時効の援用が成立するということは、連帯保証人に対する請求債権も消滅してしまいますので、この放棄の部分に関しては請求をしておりません。ただ通常、滞納になっている方に関しましては、先ほど防災管財課長からもお話ありましたとおり、実施要綱を新たに定めて、適正に御本人、連帯保証人、それぞれに対して請求していくというものを明文化しているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 福田議員。

○13番（福田淑子君） 聞いているのは、この方々に対して、連帯保証人、必ずいるはずなので、その方に話をしながらやってきたんですかという話をしている。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（寒河江克哉君） ただいまの御質問でございますが、今回の4人の方につきましては、連帯保証人の方への正式な交渉、相談というのはなかったと認識しております。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「じゃあ、1つ」の声あり）千葉議員。

○14番（千葉一男君） 分割して支払ってくれているということは、支払いの意思がちゃんとあるということなだから、それは大事なことだと思うんですね。収入調査をやって、またもう一つは、賃借料、料金も収入を調べた上で決めるわけでしょう、額は。最終的に、分割して、

能力もある。それから、支払いの家賃についても、そういう手続などやっていて、その上で、やっぱりだめだなという基準は何で出すんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（寒河江克哉君） ただいまの御質問でございますが、先ほど私の説明が不足だったかもしれませんけれども、そういった方につきましては、やはり生活扶助、生活保護なども該当してくる場合がありますので、その際は、担当課であります健康福祉課、またはその上の県の関係機関と相談しながら、そういった生活の支援が受けられるように、町としましても、その方のことを支えていきたいと考えているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 今の説明は、これから話す話ですね。この方については、そういうことをやらなかったんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（寒河江克哉君） 先ほどもお話ししましたが、1名の方についてはもう既に退去されて生活保護を受けられるということですので、先ほどの私が言ったお話と該当されますが、残り3名の方につきましては、ある程度の収入もあるということでございましたので、先ほど徴収対策課長さん、あとは補佐のほうからもお話あったとおり、分納の誓約をしていただきまして、納めていっていただいた上、少しでも未納額が減っていったという状況でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） 全員協議会なので、要するに、そこら辺はそれでわかるんだけど、ある程度収入があるということの、ある程度のね、これを放棄しなくちゃならない、ある程度のその限界、何を基準にして判断したんですかと、こういう質問です。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） いろいろ判断基準はあると思うんですが、税の滞納処分の執行停止基準というものがございまして、それは取れないので諦めるよという基準がございます。それを参考にやらせていただいております。

○議長（大橋昭太郎君） 前原議員。

○11番（前原吉宏君） 千葉議員の、そのとおりだと思うんですけども、私的には、今後の対応の中で、要綱を示す時期が10月からとなっているんですね。これについて、この要綱は我々はいつごろ見ることができるんでしょう。

○議長（大橋昭太郎君） 防災管財課長。

○防災管財課長（寒河江克哉君） お答えいたします。

この要綱につきましては、今年4月以降に町のホームページなども通じまして、パブリックコメントをしております。ですので、防災管財課といたしましては、広く町民の方々にも見ていただいているのかなと思えるところでございます。

なお、パブリックコメントを行った結果、意見は1件もなかったということでございます。そちらのほうの要綱を10月1日から施行させていただきたいと考えているところでございます。（「議員はいつ見れるんだという話」の声あり）済みません。8月1日付で公告、公布しておりますので、もう既に公布をされているのと同じでございますので、議員の皆様方にもというのであれば、御用意は後でさせていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 前原議員。

○11番（前原吉宏君） 休憩でもいいですから、配付いただきたいなと。後でいいですから、時間もったいない。

○議長（大橋昭太郎君） 後で配付するそうです。（「以上です」の声あり）ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

ないようですので、町営住宅使用料債権の放棄については以上といたします。資料を回収させていただきます。

それでは、説明員の交代のほうをよろしくお願いします。

次に、学校給食費債権の放棄について行います。それでは、総務課長、お願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは続きまして、学校給食費の債権の放棄についてでございます。説明員を紹介させていただきます。教育委員会教育次長兼教育総務課長佐々木信幸でございます。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 佐々木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく、教育総務課課長補佐兼管理係長兼学校給食係長の伊藤雅典でございます。

○教育総務課課長補佐兼管理係長兼学校給食係長（伊藤雅典君） 伊藤です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 教育総務課主事の阿部圭佑でございます。

○教育総務課主事（阿部圭佑君） 阿部です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君）引き続き徴収対策課にも入っていただきます。

それでは、資料のほうを配付させていただきます。

それでは、詳細につきまして、教育委員会、佐々木教育次長から説明申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君）教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） それでは、学校給食費債権の放棄について説明をさせていただきます。

平成30年9月会議におきまして、債権の放棄を提案するものは、南郷中学校の学校給食費債権でありまして、平成18年度から平成22年度までの未納分、総額36万4,225円であります。南郷中学校では、合併前から公会計として学校給食費を管理しておりましたが、集金や滞納者に対する催告等は南郷中学校長にお願いしておりました。

平成28年4月に、美里町学校給食費に関する条例の施行に伴い、町内全域の学校給食費を公会計化し、債権管理は教育総務課で行うこととなりました。このときに、これまで南郷中学校で保管しておりました学校給食費に係る関係簿書を引き上げたわけですが、滞納者の氏名や年度ごとの滞納額は確認できましたが、滞納者に関する交渉記録等はありませんでした。

また、関係書類を引き上げた時点で、既に時効の期間が経過しており、交渉記録等もなかったことから、教育総務課としても催告等の対応はとっておりませんでした。

放棄する債権の内訳につきましては、今お配りいたしました債権放棄明細書をごらんください。

年度別債権額については、記載のとりの金額でございまして、総額は36万4,225円となっております。

債権放棄対象者等につきましては、生徒数は7人の記載がございますけれども、兄弟で対象になっている世帯が2件ほどございまして、債務者である保護者の実人数は5人となっております。

学校給食費の未納に関する対策としては、公会計化に伴いまして、平成28年度から学校給食管理システムを導入し、債権管理を行ってございます。

また、平成29年度からは、徴収対策課と協議しながら、滞納者に対して電話や文書による納付の催告を行ってまいりました。

今後も引き続き、電話や文書による催告を継続し、新規滞納の発生を抑制するように努めてまいりたいと思います。

以上、学校給食費債権の放棄についての説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

げます。

- 議長（大橋昭太郎君） ただいま、学校給食費債権の放棄について説明をいただきました。皆さんのほうから意見等、何かありませんか。吉田議員。
- 1番（吉田眞悦君） この給食費、公会計になって、今は町内小中学校全部、町で管理しているということで、そうなっていますが、これは放棄する今回の件については当然、公会計していた南郷地域だけということに相なるわけですし、金額的にも36万円ほどのものですが、ちょっとそこでお聞きしたいんですが、私の記憶違いかもしれませんが、毎年の決算審査、それぞれ所管でやっているわけなんですね。その中で、教育、民生常任委員会のほうの決算審査でも、この給食費未納の関係の対応についてということで大分質疑等あったように私は記憶しております。

その中でも、この2番にも書いていますけれどもね、資料のね、教育総務課として催告等の対応はとってきていませんでしたと。これは正直に書いたんでしょうけれども、議会でも再三そのようなことが1名に限らず言われてきた。私、委員ではないですけれども、参加していたときの記憶なんです、それにもかかわらず学校長任せであったというようなことに、この文書から見れば、そのようにとらざるを得ないんですが、そのところの経緯を。特に、当時担当しておりました副町長、どのように考えているかお聞きしたい。

- 議長（大橋昭太郎君） 副町長。
- 副町長（須田政好君） 28年4月にこちらのほうの担当課長になりまして、実態を見て、まず今、報告がありましたように、関係書類が全くないという状況だったので、びっくりはしました。それで、対象者の方の名前と、それから金額だけ、それから月数だけはわかるんですが、正直申し上げますと、その月数が何月何日、何月分というところがはっきりわからない状況でございまして、それで御本人たちに御連絡とらせていただいて、その後、お一人納めていただいた方がいました。しかし、その後はなかなか厳しいものがございましたのが正直なところでございます。

それで今回、水道と、それから住宅、債権放棄とともに学校給食費もお願いしたいというふうに考えてございました。

以前は、小牛田地域の学校長が実施する学校給食の会計と同じような扱いで、学校任せでやってきたことは本当に反省すべき、皆さんにおわびしなければいけないというふうに思っています。

その後の、たとえふだんはそのようなことでお願いしていても、年度末あるいは半年前にそ

これらの債権の確認をしてこなかった件が、このような状況になってしまったのかなと思っています。

何か、以前のせいにして大変申しわけないんですが、私からはこれ以上申し上げることはできません。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○1番（吉田眞悦君） まず、学校長に、そういう催告等に、納付者、要するに保護者に対してということなんでしょう、その記録も何もまず残っていない。ただ、残っていないにしても、学校長に対しての聞き取り調査とかということは当然できるはずなんだよね、常識的に考えて。だから、記録が残っていないから、教育総務課としても対応はしなかったということに相ならんと私は思うのね。

だから、分科会委員さんの中でも、何かお話聞いていても、担当の方も余り本気度がないというか、人ごとみたいな感覚で何か話されたような感じも受け取ったので。だから、これはあくまで当時の南郷の分だけの話であって、今はもう美里全体なのさね。

だから、今後にもそういうことが大いに波及する可能性を心配しているわけさ。あくまで、確かに徴収対策課と手を組んで、一緒にやっていきますとは言うものの、間違いなく件数はふえてくる可能性が非常に高いと思うんです。だから、それもあわせて、きちとした今後の町としての、教育総務課としての取り組みをきちとやらしてもらわないと、ふえるだけじゃないのかなと思っているんですが、その点いかがですか。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 確かに今、吉田議員がおっしゃったとおり、現在は全ての小中学校、幼稚園の給食に関しては公会計化しているところでございます。

公会計に移る際に、各学校、学校事務として行われていた給食費の徴収等につきましては、南郷中学校以外は全て清算済みということで今、残っておりませんけれども、これから公会計ということで町が責任を持って、その賦課徴収、それから督促、催告、そういったものを行っていかなければならないという責任がございます。

実際のところ、給食費については金額が年間で1億円を超える調定がございますので、大きな債権でございますので、先ほど申し上げたとおり、現担当である教育総務課はもちろんですけれども、徴収対策課と連携をとりながら、少しでも未納が少なくなるように気をつけて事務を進めていきたいというふうには考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○ 1 番（吉田眞悦君） いろんな事情あって、全て共通する、給食費に限らずだけれども、いろんな事情があって納められないという方と、意識して納める気がないというのかな、そういう方も人だからいるだろうと思いますけれども、ただこの給食費等の関係については、やはり一番かわいそうだと言えばあれだけれども、子供なんだよね。だから、それが万が一いじめの起点になったりとか、それが原因とかということもないようにきちっと、やはりそういうことは親に対しての請求だけじゃなくて、やはり指導というのも大事かと思うので、今後そういうこともきちっと踏まえながら、子供が犠牲にならないように対応してほしいということだけです。以上。

○ 議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○ 教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 今、吉田議員からおっしゃられたとおり、児童生徒が食する給食でございまして、学校事務で行われていたときには、子供を通じての集金ということで、子供さんの負担も多分あったのだろうとは思いますが、今、公会計ということで、保護者の方の口座からの引き落とし、それから口座引き落としできない場合は納付書での納付ということで、実際にお金のやりとりに関しては児童生徒さんの手を介さないで行えるようになっておりますので。そういった部分では、児童生徒さんの、例えばそういったいじめとか、そういったところにつながる心配はないと考えておりますけれども、なおさら保護者に対しての指導をする際には、そういった部分も気をつけながら取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

○ 1 番（吉田眞悦君） 議長、最後だから。今の話でちょっとだめだ。もう一回。

○ 議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○ 1 番（吉田眞悦君） 子供の手を介さないで集金するんじゃないからということだけじゃないんだね。これは何らかの形でひょっと、誰それ君の家で給食費を納めてないんだというような話だって出ないとも限らない。だから、そういう直接集金ということをしていないから、そういうことはないんでしょうという考えではちょっとだめだと思うんだよね。そのところはもう少し慎重に考えてください。以上。

○ 議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○ 教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） ただいまのお話のとおり、子供に迷惑のかからないように、なお給食を、例えば停止するとかそういったことはもちろん考えてございませんけれども、そういった部分でも、子供のそういった問題につながらないように、これからも心配りはしていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） もし答えられなければ答えられないでもいいんですけども、この実質5人の滞納の方々の、要するに生活の経済状況とか、例えば父子家庭だったり母子家庭だったりということを、そういうの、その辺の把握はされているのかどうか。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長補佐。

○徴収対策課課長補佐（門間裕匡君） 生活というか、世帯の実態の部分に関しましては、この中で1世帯のみ父子家庭の世帯がございます。それ以外は通常の世帯なんですけれども、何せ子供が多い世帯の方というの也被まれているような状況でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 何で聞いたかという、この18年、20年というのは、よほど経済がすごく低迷していた時代で、震災以降は幾らか経済が少し上向いた、そんな背景があるのかなと私は受けとめているんですけども、結局、子供さん多いとなれば当然、支払いもいろんな形で、給食費だけでなく、先ほどあったように、水道から税金からいろんなもの、支払いが多くなりますから。

ただ、中学生の親であれば、まだ恐らく40代、下手すると30代から40代、50前のお父さん、お母さんだと思うのですよね。そうすると、普通に仕事していれば、まずは収入的には確実な収入はあると思う。でも、そんなに大きい金額でない給食費も払わないというのは、払えないというのは、それなりの事情があるんだろうと思うんですけども。

先ほどいろいろお答えしていただいたんですけども、文書と封筒での、要するにペーパーでの催促とかというのは余り効果がないと。やっぱり、直接出向くというのは、これ手間暇がかかるけれども、絶対必要なですよ。当然、今、対策課長さんも言ったように、いろんな、そういう方法を取りながら進めているんですけども、公会計というのは、いいようで余り、悪い面もある。特に給食費の徴収に関しては、事務処理は確かに公会計はいいかもしれないけれども、収納率が逆に下がるという可能性も十二分にあるんです。要するに、いわゆる銀行引き落としになると、残高不足だったら、1円だって足りなければ引き落としならなくなる。そうすると、じゃあ次の月に引き落としになった、そういう手続の、そういう仕組みをやっているんだろうけれども、さっきも言ったけれども、2カ月、3カ月たまと払うことは大変なの。本人のもちろん自己責任も必要なんですけども、その辺のもうちょっと手厚いというか、方法も考える必要もあるんじゃないかなと思うので。

とにかく、ふやさないようにする方法はやっぱり町としても考える必要はあるんじゃないか

なと思うので、それなりに努力していただきたいと、そんなふうに思います。以上です。

- 議長（大橋昭太郎君） 要望ですね。（「はい」の声あり）福田議員。
- 13番（福田淑子君） 債権放棄対象者のところの、生徒の名前が書かれているんですけども、いかがなものかと思います。先ほど、生徒にどうのこうのという話あったんですけども、あくまでも保護者の関係です。もう出てしまったからどうしようもないですけども、やっぱり生徒の名前は伏せると。幾らこういう協議会であっても。その点どのように考えていますか。
- 議長（大橋昭太郎君） 副町長。
- 副町長（須田政好君） ただいま御指摘いただいたとおりだと思います。私のほうで素案を確認しながら、軽率な資料で大変申しわけありませんでした。今後、気をつけてまいります。
- 議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）手島議員。
- 6番（手島牧世君） 資料のほうで、平成28年3月に引き上げた段階で、既に時効の期間が経過しているということが判明したと思われませんが、その間から今日までの動きとしては、どういったことをされてきたのか教えていただけますか。
- 議長（大橋昭太郎君） 副町長。
- 副町長（須田政好君） 28年度に、各それぞれの方に連絡、ただ連絡とれない方も2世帯でしたか、ありました。それから、もう一世帯ありまして、もう一世帯の方は未払いだということを感じず、すぐに払いますということで、払っていただいたのが1世帯あります。
- それで、この5世帯の方々のうち、3世帯は連絡とれたんですが、父子家庭の方だったり、あるいは子供さんがたくさんいて、その弟さんとか妹さんの給食費、またありましたので、そちらをお支払いいただくのが精いっぱいというんですかね、そちらのほうを優先にして支払っていただいたわけでして、きた状況です。
- それで、29年度は、そのお支払いいただくことはまず、かなり厳しいなという状況で、今回、債権放棄の時期を見ながら、今回お願いするという形になりました。
- 議長（大橋昭太郎君） 手島議員。
- 6番（手島牧世君） その時点での放棄は考えられなかったんですか。
- 議長（大橋昭太郎君） 副町長。
- 副町長（須田政好君） 考えられれば、考えられましたが、ただその下の兄弟のお子さんの給食費がきちんと完納されれば、もし上のお兄さん、お姉さんの話をしながら、少しでも回収できればなというふうには、本当に低い確率でしたがございましたので。債権放棄は今回、水道

料と住宅使用料と一緒にさせていただくということにしました。

○議長（大橋昭太郎君） 子ども手当からの天引きができるというふうに後からなったのでなかったっけか。課長補佐。

○徴収対策課課長補佐（門間裕匡君） 児童手当からの天引きに関しましては、保護者の同意があった場合に限り充当することができるという規定になっております。ただ、強制的なものでございますので、仮にいいですよという約束をしていて、実際、児童手当、支払われる際にやっぱり嫌だと言え、強制的にはとれないというような制度ですので。

○議長（大橋昭太郎君） ただ、制度的にはできたんだよね。副町長。

○副町長（須田政好君） 今お話あった児童手当だったり、あと今は就学援助との相殺も、本人の同意があれば、就学援助の交付も現物給付するという形で、給食費も支払いできることになっています。

○議長（大橋昭太郎君） そういう事例もあるの。（「今やっています」の声あり）

ほかにございませんか。平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 私のほうですが、先ほど、いわゆる水道料金、停止に関する規程というようなことが出ていますが、それがうちの町では最後だったというような経緯もあるんですが、そんな中、やはり親としては子供のために、それはやはり支払い義務というのがあると思うんですね。だから、やはり水道事業所みたいな、そういう停止に関するような規定を設けてはどうかと。というのは、あるなしで、要するにこれから昼食支払わない場合は停止しますよといった町があったらしいんですよ。そうしたら皆払ったという経緯があるんです。

ですから、やはりそれなりの納めていただくための、やはり検討というのは必要だと思うんです。催促だ、督促だといってたって、やはり現状としてはこういう状況だから払わないと。だから、いざ、例えば入学したときに、こういう規定がありますからというようなことも踏まえれば、ある程度、親としては認識してくるのかなと思うんですよね。その辺、そういう取り立てというか、そういうわけではないのですが、納めなくてはならないという、そういう義務ですね、そういうものなんかを考えたらどうかなと思うんですが。あくまでも規定ですからね、それは。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 先ほどの質問でもちょっと申し上げましたけれども、児童生徒さんの給食を、例えば保護者の方が納めない場合に停止をするという考えは、今のところはございません。仮に、それを親に伝えるために、例えば実際はしなくても、規定に、

文言に記載するというようなことが、それを書いてしまえば当然その規定に沿ってやらなくてはならないということになりますので、その部分では難しいと考えております。

やはり学校という共同生活の場合で、児童生徒が友達と一緒に食事をするということはとても大切なことだと思いますし、それを保護者の未納を理由に、学校で停止するということは非常に問題があるかなというふうに考えてございますので、今のところそのような考えはございません。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） じゃあ聞きますけれども、23年度以降はどうなっていますか。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 24年度から27年度までは、南郷地域だけが公会計で、小牛田地域につきましては、学校長が実施する給食ということで、小牛田地域についてはこれまでどおり学校で運営されてきました。

それで、南郷地域につきましては、その後、教育総務課がそれぞれ学校と連携をとりながら、23年度から27年度までの公会計については、南郷小学校、南郷中学校ともに滞納額はなしという形になっています。

それから、28年度以降、公会計になった後、現年度の徴収率に対しては100%ではございませんで、少しずつ、少しずつ繰り越しはされている状況でございます。（「その数値は」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 平成28年度以降、公会計になりました後の収入及び収入未済額についてでございますけれども、平成28年度につきましては、調定額が1億1,162万2,978円、その内収入額は1億848万9,031円でございます。収入未済額として313万3,947円となっております。収入率につきましては97.19%という数字でございます。

ただいまの収入に関しては、現年度、あるいはその未納分も含めた数字でございます。未納分としましては、先ほど申し上げました、今回、債権放棄を予定しております金額がその分として計上されているところでございます。

それから、平成29年度に関する給食費の納付状況ですが、調定額につきましては1億1,951万5,911円、収入額が1億1,469万5,481円、収入未済額につきましては482万430円となっております。収入率としては95.97%となっております。この29年度の収入状況につきましては、平成28年度で、未納で滞納繰越をした分も含めての数字となっております。

以上が現在の状況でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○５番（平吹俊雄君） やはり皆さん心配したとおり、これは出ていくのかなと、こう思うんですよね。ですから、やはりこれは納める義務があるんだからね。やっぱりその辺は強く、私はやるべきだと思いますよ。公平、平等に関してはね。親からこういうことを知れば、おらも払わないというような考えしない親もないわけではないと思うので。その辺もっと、これが例えば500万円、1,000万円だったらどうしますか。だからこれ、やはり真剣に考えてみてはと思いますがね。義務教育は給食無料化に、逆に、国のほうに訴えますか。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですね。

○５番（平吹俊雄君） 要望としてね、この辺もっと、やはり考えていただきたいと。来年また聞きますから。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「最後に確認だけです」の声あり）山岸議員。

○９番（山岸三男君） この債権放棄したときの最後の手続というか、先ほど、水道もそうなんだけれども、債権放棄したことによって、保護者に対して、あるいは債権者に対して通知とかなんか、そういうのはあるんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 徴収対策課長。

○徴収対策課長（菅井 清君） 御通知等はいたしません。

○９番（山岸三男君） 全然しないの。

○徴収対策課長（菅井 清君） はい。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、資料を回収させていただきます。

ちょっと時間経過するかもしれないんですが、教育委員会いるうちに、次のブロック塀の関係、引き続き行いたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

傍聴人の方いらっしゃると思いますが、これからの会議は公開といたします。

それでは、協議事項の（２）学校施設におけるブロック塀等の安全点検状況について入ります。すぐ説明でよろしいですね。

それでは、教育次長、説明をお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） それでは引き続きまして、学校施設におけるプロ

ック塀等の安全点検状況について説明をさせていただきます。

平成30年6月18日に発生いたしました、大阪府北部を震源とする地震によりまして、大阪府高槻市内の小学校において、プールのブロック塀が倒壊し、女子児童が亡くなるという事故が発生をいたしました。

そのため、本町におきましても、6月25日及び7月2日に、学校施設におけるブロック塀の安全点検を実施いたしましたところ、不動堂中学校と小牛田中学校におきまして、現行の建築基準法施行令の基準を満たしていないブロック塀があることが判明いたしましたので、その点検状況と対応策について御説明させていただきます。

まず、小牛田中学校の状況から説明をさせていただきます。

お配りしております資料の1ページ、(1)のア、イ、ウの説明内容となりますが、同時に、配っておりますA3の写真付きの図面の1枚目、小牛田中学校の資料と一緒にごらんいただきたいと思います。

まず、小牛田中学校のアの部分ですが、プールの囲い塀とありますが、図面で申し上げますと、右側のプールの囲いの左側の角の囲いの部分ですね。これが写真で申し上げますと、の写真になります。ブロック塀の高さが2.67メートル。これは地面の部分ですね、基礎部分がありますけれども、その部分からの高さでありまして、2.67メートル。ブロック塀の基準が2.2メートル以下ということですので、適合しないブロックとなります。

それから、控え壁。控え壁というのは、ブロック塀の内側ですね、主には。一定程度の間隔でブロック塀を支えるためのブロックをつけるというのがありまして、これが控え壁になりますけれども、控え壁の間隔が実際では7.4メートルございまして、基準値である3.4メートル以下に適合しないという状況でございます。

それから、片仮名のイの、プールの囲い塀（内側）とございますが、これを写真で申し上げますと、とになります。は、プールの洗体槽の外側に当たる部分なんです、このとは、その洗体槽を挟んだ内側のブロック塀ということになります。右上の写真、図面のところは、と矢印がついてありますが、プール側から撮った写真となっております。こちらの延長は13.2メートルでございまして、ブロック塀の高さが、やはり高い部分では地面から2.67メートル。これは基準の2.2メートル以下に適合してございません。

それから、控え壁の間隔が実際は6.7メートルであり、こちらも基準3.4メートル以下に適合していないブロック塀となります。

それから、ウ、プールの囲い塀とありますが、これは図面のほうで申し上げますと、にな

ります。この写真は、道路側から撮ったのが右側の の写真で、同じ塀をプール側から撮影したものが の写真となります。こちらにつきましては、東日本大震災の際に一部破損ございまして、その後、災害復旧で現状復帰という形で立て直したブロック塀でございます。ですので、ブロック塀自体は現在の建築基準法施行令にのっとった形でございまして、ブロック塀の高さは1.82メートルで適合。それから、控え壁の間隔も2.8メートルということで、基準以下の間隔となっておりますので、この部分では適合しておりますけれども、ウの、点の一部最後の部分ですね。既存擁壁への定着方法について、基準がないため安全性が確認できないという状況でございます。

このブロック塀につきましては、当初見回りに行った段階では、その基準におさまっているかどうかというのも、町のほうで、教育委員会ではなかなか判断がつかないということだったんですけれども、その後、建設課を通しまして、北部土木事務所の専門の職員に7月31日に現場を確認していただきまして、8月1日に回答いただいたのですが、その回答としては、ブロック塀の、その下の部分ですね、既存擁壁への定着方法。これ、通称差し筋というらしいのですけれども、ブロック塀の中に入っている鉄筋を既存擁壁に差し込んで、鉄筋を立てるという方法で、現場で原状復帰して立てているんですが、その差し筋による内部の鉄筋というつくり形がブロック塀の基準にはないということで、安全性が確認できないという回答だったんですね。ということが8月1日の回答でわかりましたので、こちらも急遽対応するということになってございます。

それから、(2)の不動堂中学校につきましてはですけれども、写真等の図面の2枚目のほうをごらんいただきたいと思います。

不動堂中学校のプールの囲いの塀になります。

まず、アの部分です。プールの囲い壁。写真で申し上げますと、 、 です。 は、駐車場側から撮影した外側の状況です。 は、プールサイドから撮った内側の壁の状況となります。

ブロック塀自体は、高さが1.3メートルで低いものであり、適合しております。ブロック塀の上部にはネットフェンスが囲いで回してありますけれども、問題は控え壁の間隔でありまして、こちらが9.9メートルということで、基準の3.4メートル以下には適合していないという状況でございます。

イになります。プールの囲い塀。同じこのネットフェンスがあるブロック塀の延長なんです。が、図面のほうで申し上げますと、上のほうのかぎ形になっているところなんです。が、これ内側にやはり洗体槽がある部分で、ブロック塀でぐるっと囲いを回しているところ。こちら

が、ブロック塀の高さは2.1メートルで適合の範囲内なんですが、控え壁の間隔が8.3メートルということで、基準には適合しない状況であると。それから、ブロックの厚さそのものが10センチということで、基準、2メートルを超えるブロック塀の場合は15センチという厚みが必要なんですが、それには適合していないということの状況でございます。

以上がその調査した内容なんですけれども、その対応状況について、説明資料の2番のところで申し上げたいと思います。

まず、7月5日に両中学校ともブロック塀の倒壊のおそれのある範囲に立ち入り防止柵を設置しております。写真でいきますと、小牛田中学校の、実はブロック塀は撤去した後になっていますけれども、その外側に木ぐいとトラロープで立入禁止柵をつけております。

それから、不動堂中につきましては、やはりの養生後というところの写真にありますけれども、このように一定程度離れた間隔で木ぐいとロープによりまして立入禁止の柵を設けてございます。

その後ですが、小牛田中学校のプール入り口周辺のブロック塀、これは中学校の図面のほう、写真で申し上げますと、洗体漕を挟んだ両側のブロック塀になりますけれども、こちらにつきましては生徒が通行する部分でありますので、7月23から25日にかけて、予備費を充用させていただきまして、既に解体を、撤去しております。写真にありますの撤去後というのは、その状態の写真になります。

それで、今後の対応につきましてですけれども、小牛田中学校の撤去したブロック塀のうちの外周部分、今、申し上げました洗体漕の外側の部分ですね、こちらにつきましては、転落や侵入防止の観点からネットフェンスを設置する予定としてございます。それから、小牛田中学校の東側の道路に面しましたブロック塀につきましては、ブロック塀を解体、撤去した後に目隠しのフェンスを設置する考えでございます。

それから、不動堂中学校のブロック塀につきましては、現在プール自体は使われておりませんけれども、ブロック塀につきましては解体、撤去をするという考えでございます。

なお、これらの予算措置につきましては、8月9日に開催されます美里町議会8月会議に一般会計の補正予算として追加補正をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、学校施設におけるブロック塀等の安全点検状況についての説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 学校施設におけるブロック塀等の安全点検状況について説明をいただ

きました。（「議長、済みません」の声あり）追加資料。総務課長。

- 総務課長（佐々木義則君） それではもう一つ、本日、追加資料ということでお渡しいたしました、平成30年7月コンクリート壁等調査結果についてということで、こちらの資料のほうを説明させていただきます。

教育施設のみでなくて、それ以外の公共施設の、いわゆるブロック塀の状況について急遽、安全点検等を実施させていただいたところでございます。これが、この結果がこの資料になるわけでございます。

今お話ししました教育委員会のものも含めて、全部で18カ所あるわけですが、その中で、教育委員会の状況は今お話ししたとおりで、それ以外に、いわゆる今の建築基準を満たさない、または危険と判断されるもの等がございました。

まず、この資料の4番になりますが、素山野球場になりますが、こちら野崎病院の分院から真っすぐ素山公園に上っていった道路の、道路と球場の、いわゆる境にブロック塀が立っているわけですが、そのブロック塀が、現在控え壁があるんですが、その控え壁が現在の建築基準より間隔が広いというような状況でございました。

さらに、7番の、子ども家庭課の管轄になりますが、和多田沼の児童遊園、こちら和多田沼の婦人の家の敷地内にあるんですが、トイレがございまして、そのトイレの入り口に目隠し的にブロック塀が立っておりまして、そちらの部分について、ちょっと劣化が激しいという状況でございます。

それから、8番、9番ですが、こちら水道事業所の梅ノ木取水場、東西になりますが、こちらにブロック塀がありまして、一部破損、ひび割れの程度が激しいというような結果になっております。

それから、10番目、こちらについては蜂谷森配水池、こちらブロック塀がかなり傷んでいる状況だというような状況の結果となっております。

この部分の対応等につきましても、まず素山野球場につきましては、控え壁を基準に満たすような形で新たに設置すると。それから、和多田沼の児童遊園については、そのブロックについての撤去。それから、水道事業所の壁につきましては、一度ブロック塀を全て撤去しまして、新たにネットフェンスの設置というようなところで今後の対応を考えておりまして、これらの部分につきましても、今回8月9日の臨時議会のほうに補正予算として計上して対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 説明をいただきましたが、皆さんのほうから何かございませんか。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 3点あるんですけども、まず1点目ですけども、建築基準法施行令のほうが平成12年に改正されているということですけども、その際には、今回ふぐあいになったところは点検していなかったのですか。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 平成12年に法改正された際に点検をしたか、あるいは、ちょっと確認はできませんが、ただ、そこまでの期間ですね、このとおり基準外でありながら放置していたということは、町としては自分たちも反省しております。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） この間、何かあったら大変なことになっていたということなので。今後こういう改正があった場合はどのように対応していきますか。きちんとチェックはしていくんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） その都度、法改正になった場合は、互いに対象になる施設等をきちんと確認して、対応していきたいと考えております。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 1点目はよろしいです。そのようにお願いします。

それと、2点目としまして、小牛田中学校のプール東側のブロック塀、これ震災後に現ブロックということで行ったということですけども、なぜ現状復旧したときに基準のとおり、基準に沿ったものにつくれなかったのか。それは聞いていて不思議だった。

○議長（大橋昭太郎君） 教育委員会教育総務課課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼管理係長兼学校給食係長（伊藤雅典君） まず、地震後の災害復旧につきまして、ブロック塀じゃなくて、当時はネットフェンスというか、アルミの軽いもので復旧しようとしたんですが、当初やっぱり現状復旧が原則ということで、ブロック塀の施行でしか認められないということで、やむを得なくブロック塀での設置となった次第でございます。

それで、基準についてですけども、ブロック塀の撤去した部分、基礎からやればよかったんでしょうけれどもやっぱり現状復旧ということで、ブロック済みの分、撤去した部分から施工しましたので、当時はちょっとその部分が基準を詳細に把握し切れていなかったんじゃないかなというのが、ちょっと今の現状となっております。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） それで現状復旧ということで、補助金をいただいてやったという形でしようけれども、その際の審査基準の中でも、きちんと現状の施工基準に合った形じゃなきゃ許可は出ないと思うんですね。その辺が、上のほうからの指示も抜けていたのかどうなのか。それで実際、これが今回そうやって現状復旧してもらいましたと。当然お金出してもらいましたと。でも、基準に合いませんからもう一回壊しますと、またつくりますと。それで、今度は町の全部負担になるんですか。どうなんですか、それ。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育次長兼教育総務課長（佐々木信幸君） 確かに、震災後の現状復旧する際には、災害復旧ということで補助が充てられております。それで、現状復帰という形で立て直したんですが、当然その際も国の査定を受けておりますし、図面等も提出させていただいておりますけれども、その際に特にこういった指摘はございませんで、現状復帰という形での、先ほど申し上げたやり方で建築が認められたということで、直したところでございます。

今回それを改めてまた壊すということになれば、その補助金がどうなるかということもあるんですけども、その件につきましてはまだ、県のほうに照会しておりますが、具体的な回答はございません。場合によって、それが返還が生ずるのか、そういったこともあるかと思うんですが、その辺についてはまだ確認中ということでございます。

ただ、今回の撤去及び新たなネットフェンスですね、目隠しを考えておりますけれども、そういった部分については町の財源でということになると思います。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） それに関しては、補助は期待できないと。結果的にだったら最初から不十分だね。軽量のフェンスつくったほうが、撤去費用も考えれば安く済むような感じでよかったということで。上の基準がはっきりしていないとか、その辺は国にぜひとも訴えていくべきだと思うんですけどね。アピールして、それで今度の設置、撤去に関しても、できるだけ何とか手をやっていただきたいなということで、ぜひその辺は対応していただきたいと思います。

最後の1点ですけども、今、小牛田中学校の西側のほうのブロック塀を一部撤去したと。それで、柵をつくって設けていますということですけども、しばらく工事までにはかかると言うんですけども、その間の安全管理はどのようにしますか。

○議長（大橋昭太郎君） 課長補佐。

- 教育総務課課長補佐兼管理係長兼学校給食係長（伊藤雅典君） ブロックの撤去する際のですけども、学校の、小牛田中学校長のほうで十分気をつけて通過していただいて、なるべく既存のブロック塀に近寄らないようにということで話している状況です。
- 10番（柳田政喜君） いや、撤去したので、高さ的には安全な形で下げたということで、近づかないように対応しているのわかるんですよ。だから、生徒たちはそれで、先生方がきちっと見ているから安全だと、確保できているんだと思うんですけども、違う部分でさっきおっしゃった、侵入とかと夜間の管理だったり、そういう部分で外部侵入による事故だったり、そういうことは起きないようにするための安全対策は何かとっているのかということです。
- 教育総務課課長補佐兼管理係長兼学校給食係長（伊藤雅典君） 特に今、仮のフェンスを立てるという対策はしていませんが、一応、校地敷地内は、基本的には関係者以外の方は立入禁止ということになって、なおさら、今週8月9日の議会、補正予算が認めていただければ、その部分については、道路側のブロック塀の復旧とは切り離して早急にやりたいと考えておりますので。今の時点ではちょっと、こういうところです。今の現状のような対策しか、ちょっとない状況になっています。
- 議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。
- 10番（柳田政喜君） とにかく今、夏休みですし、子供たちが暑くて夜に羽目を外して、特に侵入して、何かある可能性もあるんですよ。実際、私が高校生の時代にあそこのプールで死亡事故起きたんです。夜間に入った子供が死んでいます。
だから、そういうことの起きないように、ある程度のきちとした町の施設ですから、管理しなきゃいけないと思うので、外部侵入ができる状況なのであれば、その辺の管理はきちっと考えていかなきゃいけない。（「済みません、1点」の声あり）
- 議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。
- 2番（鈴木宏通君） この中で、施工年度が不明な部分、昭和の時代にありますよね、いろんなコンクリート部分に関して。今回の調査の内容で、コンクリート自体の強度の調査というのを行っているかどうか。それと、施工年度がなかなか古いところから、観点から、ほかの公共施設の部分も含めて、これから対応はどのように考えるか。この2点お聞きします。
- 議長（大橋昭太郎君） 総務課長。
- 総務課長（佐々木義則君） 今回のお話のとおり、基準を満たしているものの、かなり施工年度は古いところになっております。これらの部分につきましては今後、現在のところ、ひび割れ等も確認されなかったということですが、今、言ったとおり、実際の、これは専門家に具体

的に調査を依頼している状況ではございませんので、高さ、その辺の関係から見て大丈夫だということでございますが、なおさらそういった意味では、白寿館等につきましてもかなり年数がたっておりますので、今後、具体的にその辺については再度細かい調査等も検討していききたいというふうに考えております。（「いいです」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 佐野議員。

○7番（佐野善弘君） コンクリート壁等調査結果ということなんですけれども、例えば山のほうなんか、公園なんかにコンクリートブロックも、トイレ、大分朽ちていたり、その辺の状況なんかは確認したんでしょうかね。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 今回はあくまでコンクリートの壁という、建物ではなくて、あくまで今回は擁壁というか、壁についての調査というところで、そういった建物の観点では、今回については調査はしていないという状況でございます。

○7番（佐野善弘君） 今後はその辺も見ていただくと、大分割れて、水なんか腐食しているような状況ですので、その辺は建設課のほうにも言っているのですけれども、大分認識はしているのですけれども、その辺も含めて、いろいろ対応して、検討はしていったほうがいいんじゃないかなとは思っているのですけれども、その辺はいかが考えでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） 公園の点検、それから各施設関係については、長寿命化計画という部分の策定等も進めているところでございますので、それらで当然、安全確保という面も含めて、調査等進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 現在の小牛田中学校と不動堂中学校のプールの使用状態と、あと今後の使用についてはどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼管理係長兼学校給食係長（伊藤雅典君） 小牛田中学校からお答えいたします。

小牛田中学校は、夏季休業中も平日のみ学校開放で、常に先生と数名の監視員のもと利用している状況です。最終的に、学校で、授業等で使うプールの授業については9月上旬までと聞いております。

不動堂中学校につきましては、震災以降、損傷も激しいことから、授業については全部、美

里町のスイミングセンターを利用して授業を行っておりますので、不動堂中学校のプール利用は現在はありません。以上になります。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。ほかにございませんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 2点お願いします。

まず、ここの30年7月での調査結果で、小牛田中のプールの西側の施工年度が不明。不動堂中学校も不明。両方とも不明になっていますね。これ、学校に聞けば、ある程度の施工年度くらい記録はあるんじゃないですかね。どの程度調べて、この不明と。教育施設の施工年度が不明というのは、私ちょっと考えられないと思うんですけども、そのこと1点です。

それから、もう一点です。小牛田中学校も不動堂中学校も、建築基準法に適合しないと。これ本来、施工して終わって、竣工検査とするはずだと思うんですけども、それは教育委員会がするのか、建設課がするのか、どうなんでしょうかね。竣工検査でそういうちゃんと、ここにも建築基準施行令、それこそ平成12年改正されていますよね。その前につくっているものですか、その辺の竣工検査というのはやったのかどうか。その辺を2つお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 課長補佐。

○教育総務課課長補佐兼管理係長兼学校給食係長（伊藤雅典君） 済みません、本日提出しました中学校のプールのブロック塀の施工年度なんですが、ブロック塀自体の施工年度はちょっとわかりかねたんですが、プールの施工年度で言いますと、小牛田中学校が昭和44年、不動堂中学校が昭和42年にプールをつくっておりますので、済みませんが、その前後の、その後になると思いますけれども、外構的にはプール終わった後につくられていると推測されます。

あと、ブロック塀の基準なんですけれども、今の基準に合わないということとなるんですけども、つくられた当時は、昭和の前半なんですけれども、ブロック塀の基準がございまして、宮城県沖地震、その前の昭和43年十勝沖地震の発生によって、初めてブロック塀の構造基準が出ました。当時は、高さが3メートル以下ということと、控え壁は逆に3.2メートル以内でありました。

それで、53年の宮城県沖地震の発生に伴って、昭和56年にまた建築基準法が改正しております。これによりまして、高さが3メートルから2.2メートルに変更になっております。控え壁が、逆に3.2から3.4に間隔がちょっと広がった状況になっております。

それで、2.2以下だよということになったんですが、平成12年の改正については、ちゃんとした構造計算をもとに、国土交通大臣が認めれば2.2以上のブロック塀も可という、逆に改正になっております。ただ、その構造の計算方法については施工したことないので把握はしておりま

せんが、ということです。

今の現状のブロック塀については、既存不適格ブロック塀とは、法律ができる前に立っている基準だったので、最終的には立てかえとか、そういうふうなのあったときには、もう基準どおり立ててくださいねと、やってくださいねという建物になりますので、一応その当時は適法に立てているのかなと、こちらでは考えております。状況としては、そういう状況です。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） そうするとね、今、説明聞いてわかったんですけども、小牛田中学校も不動堂中学校も何点か適合しない、適合しないというようなことが、その当時は適合していたの、合法的だったということでもいいんですよ。だったら、これ適合しないという表現でなくていいんじゃないですか。そうなりませんか。だって、本来。（「委員会が適合しないんだっチャ」の声あり）本来、法律改正なったんであれば、現行のには適合しないと言うんだけど、実際だって施工した時点では合法的だったんだよね。

だから、ここに文言として現行法には適合しないと書かなきゃ。そういうことだ。別に違反行為したわけじゃないですから。ただ、この地震の関係で（「書いてある」の声あり）書かれていたか。そういうことなので。

あと、さっき言った竣工検査でも、教育委員会が竣工検査に立ち会うのか、建設課が立ち会うのか。その辺の答えはまだ聞いていないので。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 工事検査の担当課は会計課でやります。会計課のほうで、直接、職員が出向くということもありますが、しかし、その技術的なものを持つ職員に命令をして、それぞれ教育委員会なり、その担当課の職員も立ち会いのもと検査をするという形で進めてまいります。

ただし、小さな、簡易なものにつきましては、担当課の中で検査をしているという状況になります。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 竣工検査の立ち会い、会計課はわかるけれども、これはあくまでも町の財政の関係での支出でいって、会計課が担当する。

私が言いたいのは、建築基準法に合致した施工して、法律に基づいた建物をつくったのかどうかというのを確認する意味があるんじゃないのかという意味で私、聞いているんですよ。（「あくまでも今の施設設備ですか」の声あり）うん。そうしないと、だから美里町の建設課には1

級建築士の資格者は誰もいない。今、美里庁舎内に誰もいないんですよね。ただ、聞くと経験者がいるという話で、2級建築士もいない。（「います」の声あり）いる。2級はいたとしても、町の職員として建設課にそういう職員もいないと、こういうこと発生するんじゃないですかと思うんですよ。保育士だとか、幼稚園の先生とか、看護師は資格者をちゃんと置いておきながら、町の公共施設をつくるときに、そういう資格者がいないで竣工検査も立ち会わないのでは、それは問題だと思うんです。これから、なおさらそういう基準がうるさくなってくるから。

その辺、町長には人事権ありますからね。その辺も含めて、今後しっかりそういうことを受けとめてほしいと思うんですよ。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

それでは、学校施設におけるブロック塀等の安全点検状況については以上といたします。

これより休憩いたします。再開は1時半といたします。

午後0時24分 休憩

午後1時27分 再開

○議長（大橋昭太郎君） それでは、再開いたします。

協議事項の(3)生産性向上特別措置法に係る美里町税条例の一部改正についてに入ります。

それでは、総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、生産性向上特別措置法に係る美里町税条例の一部改正について御説明申し上げます。

まず、説明員を紹介させていただきます。税務課長の梯谷巧志でございます。

○税務課長（梯谷巧志君） 梯谷です。よろしくお願いします。

○総務課長（佐々木義則君） 続きまして、産業振興課長の佐藤淳一でございます。

○産業振興課長（佐藤淳一君） 佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく、産業課の産業活性化推進係長の川名秀明でございます。

○産業振興課産業活性化推進係長（川名秀明君） 川名でございます。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは初めに、生産性向上特別措置法の内容につきまして、産業振興課長のほうから御説明申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） 産業振興課長。

- 産業振興課長（佐藤淳一君） 生産性向上特別措置法につきましては、近年の情報技術分野における急速な技術革新の進展による産業構造及び国際的な競争条件の変化等に対応し、我が国産業の生産性の向上を短期間に実現することを目的に、平成30年5月23日に公布され、同年6月6日に施行されました。

同特別措置法につきましては、市町村が導入促進基本計画を策定し、中小企業者が同基本計画に基づく先端設備等導入計画の認定を受けることにより、償却資産に係る固定資産税の減免措置など、税制支援や金融支援を活用できるものとしたものであります。

お手元に配付しました資料につきましては、資料2及び資料3のほうになります。資料につきましてはの説明を川名係長のほうからさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（大橋昭太郎君） 川名係長。
- 産業振興課産業活性化推進係長（川名秀明君） それでは私のほうから、資料2、生産性向上特別措置法関連資料、あと資料3、導入促進基本計画の中身について御説明いたします。

まず最初に、資料2のほうをごらんください。

2ページ目になりますけれども、法律の概要ということでございます。法律の概要につきましては、ただいま課長の御説明申し上げましたとおり、短期間で国内産業の生産性向上を図るということで制定されたものでございます。

この法律の中で、主に3つの分野に対して特例措置が講じられる中身となっております、本町としまして対応する内容としましては、一番右側の、中小企業の生産性向上のための設備投資の促進の分野に当たります。

次の3ページ目をごらんください。

中小企業に対する設備投資の後押しの必要性ということで、国のほうで分析した内容ではございますが、現在、中小企業の状況は回復傾向にあります、労働生産性は伸び悩んでおり、大企業との差も拡大傾向にあるということでございます。

また、中小企業が所有している設備は特に老朽化が進んでいるということで、生産性向上の足かせになっているというような分析をされております。

表を見ていただきますと、賃上げ率を見ますと、大企業、中小企業の差が拡大傾向にあるということが見てとれますし、隣の設備年齢の推移を見ましても、中小企業、大企業の間では差が開く傾向にあります。こちらは、中小企業の設備投資が進んでいないというような結果が、このような統計の数字にあらわれているものというふうに思われます。

今後、少子高齢化、人手不足、また現在叫ばれております働き方改革等への対応が迫られる

中、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を図るということが必要であるというふうに分析をしたところでございます。

次の４ページ目をお開きください。

「先端設備等導入計画」の概要ということでございます。先端設備導入計画につきましては、中小企業、小規模事業者等が設備投資を通じて、労働生産性の向上を図るための計画というものになります。この計画につきましては、町の認定を受けることにより、税制支援や金融支援などの支援措置を受けることができるようになるというものでございます。

先端設備導入については、この策定に当たりましては、真ん中左側の、計画のスキームということにあらわれておるとおりでございますが、中小事業者が計画を策定し、最初に商工会等の事前審査を経て市町村に申請すると。市町村はその内容を確認し、認定するという内容になっております。

市町村が認定するためには、導入促進基本計画というものを策定していなければならないというような条件になっております。この導入促進基本計画につきましては、後でまた概要のほうを説明させていただきたいと思っております。

次の５ページ目をお開きください。

「先端設備等導入計画」の内容でございます。内容につきましては、中小企業者が、計画期間内に、労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備を導入する計画ということでございます。

この計画期間につきましては、３年から５年の間で策定するものということでございまして、この期間につきましては、策定する中小企業者等で任意に設定するという内容になります。労働生産性につきましては、この計画期間内に労働生産性が年平均３％以上向上することというのが求められる内容となっております。労働生産性の計算方法につきましては、四角枠に囲われておる内容での計算をしていただくという形になります。

先端設備等の種類ということで、対象となる先端設備につきましては、減価償却資産の種類ということで、機械装置、測定工具及び検査工具等ということで、こちらは国の規則のほうであらかじめ設定されている資産という形になっております。

最後に、計画の内容ということで、こちら町が策定する導入促進基本計画に適合することであること。先端設備等の導入が円滑かつ確実に実施される見込みであることと、先ほども申し上げましたが、商工会等の事前確認を行った計画であることということで、主な要件それぞれを町のほうで確認をさせていただき、認定していくというような内容になっております。

次の 6 ページ目をお開きください。

固定資産税の特例の創設ということで、この先端設備等導入計画に基づきまして設備導入を実施する中小企業者に対して、対象となる償却資産の固定資産税の特例措置を講ずることができるようになっております。ただし、この特例措置を講ずるためには、丸の 2 つ目ですね、真ん中の丸になりますけれども、特例率として、3 年間、ゼロ以上 2 分の 1 以下で市町村の条例で定める割合ということになっておりますので、同特例措置については条例化が必要だというような内容になっております。

次で、7 ページ目でございます。

導入促進基本計画ということでございます。

お手元、資料 3 のほう、ごらんいただきたいと思います。資料 3、導入促進基本計画でございます。

こちらの計画につきましては、平成 30 年 6 月 5 日付で国のほうから同意を既に得ております。

計画の内容につきましては、前段部分では、地域の人口構造ですとか、産業構造の現状を表記させていただいておりまして、2 枚目、(2) 目標でございます。町としましては、この計画期間内に 5 件程度の先端設備導入計画の認定を目標ということで掲げさせていただいております。

2 番の、先端設備等の種類でございますが、先端設備等の種類につきましては、多様な産業、多様な設備投資を支援する観点から、本町におきましては、対象とする設備を、国の規則に定められている設備全てを対象としていきたいというふうに考えております。

3 番の、先端設備等の導入の促進の内容に関する事項ということで、(1) 対象地域でございます。対象地域につきましては、町内全域を対象と考えております。

2 番の、対象業種・事業でございますが、こちらにつきましても、町内の多様な産業、多様な設備投資を支援する観点から、全ての業種を対象というふうにしていきたいと考えております。

一応、導入促進基本計画の概要、予定ということで、主だったところを説明させていただきました。

また資料 2 のほうにお戻りいただきまして、最後のページ、8 ページになります。

経過・経緯でございます。生産性向上特別措置法につきましては、本年 5 月 23 日に公布になり、6 月 6 日施行となっております。

本町では、同日 6 月 6 日に導入基本計画を国のほうに協議ということで提出をしております。

て、6月15日付で同意されているというような内容になっております。

その後、7月に入りまして、先端設備導入計画の内容について相談が寄せられているというような状況になっております。

当初は、固定資産税の特例措置につきましては、9月議会、9月会での提案を予定しておりましたけれども、7月以降こういった制度活用を検討したいという動きがありますことと、優遇措置がまだ未確定でありますので、この辺の措置を早期に確定し、制度の活用をしていただくための普及促進を進めていきたいと考えているところでございます。

以上、生産性向上特別措置法の制度の概要ということで説明いたしました。ありがとうございます。

○議長（大橋昭太郎君） 総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは引き続きまして、それに伴いましての税条例の補足内容について、税務課長から説明いたします。

○議長（大橋昭太郎君） 税務課長。

○税務課長（梯谷巧志君） それでは、美里町税条例の一部改正につきまして、今、産業課の御説明があったとおり、生産性向上特別措置法の部分にかかわるものでございます。

理由につきましては、ここに記載されている生産性向上特別措置法が6月6日から施行されたというようなことに基づきまして、導入促進基本計画に基づいて認定した先端設備等の導入計画に従いまして、町内中小企業者が取得した設備等に係る固定資産税課税標準の特例措置を定めるというようなことでございます。

概要につきましては、特例措置の対象となる固定資産ということで、認定先端設備導入計画に従って、平成33年3月31日までに町内の中小企業者が生産性の向上を目的に取得した設備等に関するものが対象となってございます。

特例措置の内容ということですが、固定資産税の課税標準となるべき価格に乗ずる市町村の条例で定める割合をゼロとしたいと考えております。そのゼロにしたいということは、先ほどの資料の2の6ページの下段のほうに記載されておりますが、町で定める割合については、ゼロから2分の1ということで定めてくださいという、国のほうの定めがありますので、これに基づいて、いろいろ考慮した結果、割合をゼロとしたいと考えております。

それから、特例措置の対象期間でございます。対象となる固定資産について、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年度分、課税の特例が認められております。

施行期日が公布の日と考えております。

これ全体のことを申し上げますと、国で言うところで、地域決定型地方税制特例措置と言われているもので、通称わがまち特例と言っているものでございます。その中身を追加し、改正する内容とさせていただきたいと思っております。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

- 議長（大橋昭太郎君） 生産性向上特別措置法に係る美里町税条例の一部改正について説明をいただきました。皆さんのほうから意見等、何かありませんか。ございませんか。山岸議員。
- 9番（山岸三男君） 大体、今の説明で、大変いい制度というか、あれでいいなと私も大変歓迎するところなんですけれども、本町では一応、この説明では5件程度を認定目標とするとしてあります。今現在で、もう既にこの申請なんかされている業者さんがあるのかどうかだけを教えてください。
- 議長（大橋昭太郎君） 川名係長。
- 産業振興課産業活性化推進係長（川名秀明君） 目標としては5件を設置しております。きょう現在、申請をいただいている件数は1件ございまして、ただいま審査をさせていただいているところでございます。（「わかりました」の声あり）
- 議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。副議長。
- 15番（我妻 薫君） 生産性、真に生産性革命の実現ということで、3%以上とですが、これは計画上で3%をうたえばいいということ。実施で3%に満たなかったら、これから外されるということはないの。（「返還も含めて」の声あり）
- 議長（大橋昭太郎君） 川名係長。
- 産業振興課産業活性化推進係長（川名秀明君） 今のところ、計画値として年平均3%を向上する計画をつくっていただくというふうになっておりまして、これが結果的に3%至らなかった場合どうなるのかということでございますが、私のところに説明されている内容では、3%満たなかったのも、ただちに税の特例が認められないというものではなく、ただ、なぜ3%至らなかったのかというような理由なり、そういった検証をしていただくようになるかもしれませんというような説明をされております。
- 議長（大橋昭太郎君） 副議長。
- 15番（我妻 薫君） 3年間やっていますが、30年から32年度まで、そこに該当すれば、その年度から3年間ということでもいいんですか。ですから、仮に最後の32年度に該当するようになったら、その32年度から3年の期間ということなのですか。
- 議長（大橋昭太郎君） 税務課長。

○税務課長（梯谷巧志君） 資料１の、２の概要に書いてありますが、平成33年３月31日までに町内の中小企業者が生産性の向上を目的に取得した設備等ということで、その取得しての、33年３月31日までであれば、基準は１日１日の段階でどうなっている状況で判断しますが、例えば２月、３月に設備を取得した場合は、翌年度からの課税が減免ということか、特例措置が適用されることになっています。

○15番（我妻 薫君） それが３年間。

○税務課長（梯谷巧志君） はい。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにありませんか。（「ちょっと１つだけ」の声あり）千葉議員。

○14番（千葉一男君） これの上限とか、金額が物すごく、何もこれ書いていないので、いつとか何とかあればあるけれども、それは全然そういうこと何もないんですか、どこにも。何十億とかさ、あとは何百億なんてね。例えばですよ、そんなことあるのか私もわかりませんけれども、そういうものが何もないんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 川名係長。

○産業振興課産業活性化推進係長（川名秀明君） 免除になる上限というものは設定されておりません。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにありませんか。よろしいですか。

例えば、美里町がこの税条例でゼロにしたと。財政需要額にみるといったようなことが書いてありますが。税務課長。

○税務課長（梯谷巧志君） 議長さんから言ったとおり、これにつきましては、減収額の75%、例えば税金は、通常であれば100万円かかれば、75万円、国のほうから普通交付税として措置をされるというふうなことでなっております。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ないようですので、（３）生産性向上特別措置法に係る美里町税条例の一部改正については以上といたします。御苦労さまでした。

それでは、協議事項の（４）美里町地球温暖化対策実行計画及び地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業についてに入ります。それでは、総務課長、お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、美里町地球温暖化対策実行計画及び地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業について制度設定を申し上げます。

まず、説明員の紹介をさせていただきます。町民生活課長の佐藤吉則でございます。

○町民生活課長（佐藤吉則君） 佐藤です。よろしくお願いします。

- 総務課長（佐々木義則君） 同じく、課長補佐の阿部伸二でございます。
- 町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 阿部と申します。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） それでは、詳細につきまして、町民生活課長より御説明申し上げます。
- 議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。
- 町民生活課長（佐藤吉則君） では、美里町地球温暖化対策実行計画及び地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業について御説明申し上げます。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づきまして、公共施設における温室効果ガスの排出削減等を図るため、平成29年度に環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）第1事業を活用いたしまして、美里町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）というものを平成30年、今年度の4月に策定いたしております。

この計画を推進するために、重点施策に掲げております設備更新を実施するため、平成30年度から平成32年度にかけ、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）2号事業を活用し、施設の照明や空調等の設備を更新するものであります。

では最初に、美里町地球温暖化対策実行計画、事務事業編のほうを説明させていただきたいと思っております。

まず、事務事業編の3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページにおきましては、基本的項目といたしまして、目的といたしまして、本町の事務事業から排出される温室効果ガスの削減のため、本計画の対象施設における省エネ化とエネルギー消費の効率化、再生可能エネルギーの導入に向けた基本的な方針を定め、方針を実現するため実施体制及び実施手順を定めるものといたしております。

計画の対象範囲につきましては、本町全ての事務事業といたします。

対象とする温室効果ガスの種類でございますけれども、下のほうに一覧でありますけれども、この7種類ということにしております。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。

この経過においても、目標ではございますけれども、2番目の基準年度とあります。基準年度につきましては、政府の地球温暖化対策計画と整合させ、2013年を基準年度といたしております。

続きまして、数量的な目標といたしましては、2030年度における温室効果ガスの総排出量を、

基準年度の2013年度と比べまして38.4%削減設定に、その下の表ですけれども、2013年度の排出ガスの総量が6,134.1トンとなっておりまして、それから2030年度における目標値の排出量は4,681.4トンということでございまして、差し引き2,355.5トン、38.4%を削減するという目標を立てております。

続きまして、17ページをごらんいただきたいと思います。

この削減目標を達成するため、重点施策として3つを掲げております。

1番目として、5の1の表の例ですけれども、運用改善措置といたしまして、PDCAサイクルの構築による計画的な温室効果ガス排出量削減のための取り組みの実施等、ここに13項目を載せております。

続きまして、重点施策2といたしまして、設備更新ということで、ここに4つほど載せております。

最後に、重点施策3といたしまして、再生可能エネルギーの導入ということにさせていただきます。

今回、カーボン・マネジメントの強化事業の2号事業といたしましては、この2番目の重点施策に関して実施するというものでございます。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと思います。

これにつきましては、事務事業編の推進体制ということで、これは庁舎内の事務事業の中においての運用を行うことによって、二酸化炭素の排出量を削減するというものでございます。

推進体制といたしまして、推進到達責任者として町長が上がっておりまして、その下にカーボン・マネジメント推進会議、これにつきましては副町長を委員として、実行責任者としております。その下に、実行組織として各課長、各施設の長ということで、全職員が対応するような仕組みとなっておりまして、これにつきましては今年度中に立ち上げて進めたいと考えております。

以上が地球温暖化対策実行計画の中身となっております。

続きまして、(2)の、地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業についてです。

これにつきましては、資料のほうの一覧表を見ていただきたいと思います。題名が、カーボン・マネジメント強化事業(第2号事業)の実施予定一覧表というものでございます。

この表ですけれども、一番上、左から、施設名称と事業実施年度と続きまして、2016年の温室効果ガスの排出量と、対象設備、あとその次が改修措置といたしまして載せています。その次に、事業費、これが税込みと、補助金対象経費、これも税込みになっています。補助金額

も税込みと、最終的に自己負担ということになって、続きまして、二酸化炭素の削減量、これは年間の削減量ということでございます。次が、耐用年数と、温室効果ガスの削減量、これが、先ほどの2年、年間の削減量掛ける耐用年数ということで算出しております。次が、1トン当たりの事業費、あとランニングコスト、投資回収年という順で表記しております。

まず、2018年度につきましては、スイミングセンターの改修を行います。設備更新を計画しております。内容につきましては、照明をLEDに更新する。あと、照明につきましては、BEMSということ書いておりますけれども、これにつきましては、照明エネルギーマネジメントシステムというものでございまして、光度調整や人感センサーと連動した制御を行うことで、不要な電力の消費を防止するものでございます。あと、空調としてPAC更新、これにつきましては、ヒートポンプつきエアコンへの更新、あと空調機のファンインバーター導入ということにしております。これにつきましては、事業費が3,270万3,400円となっております、このうち補助金が2,127万8,000円ということになっております。

続きまして、2019年度ですけれども、これにつきましては、健康福祉センターの照明のLED化、あと照明につきましてはBEMSの導入と、あと空調、これにつきましても、ヒートポンプエアコンの導入を計画しております。事業費といたしましては8,951万348円ということで、補助金額が5,200万6,000円、残りが、3,750万4,348円が自己負担額ということになっております。

続きまして、2020年度、最終年度になりますけれども、これにつきましては、本庁舎の照明のLED化、照明のBEMS導入、空調につきましては、ボイラーを各部屋別のヒートポンプエアコンに更新するというものでございます。事業費につきましては1億3,991万6,720円、補助金額につきまして9,084万7,000円、自己負担額につきましては、自己負担ですね、一般財源につきましては4,906万9,720円ということになりまして、3年の事業の合計ですけれども、2億6,213万468円、うち補助金額が1億6,413万1,000円、一般の自己財源が9,799万9,468円というものでございます。

済みません、この2号事業につきましては、今年度、宮城県では美里町が唯一取り組み、資料に載っていますけれども、東北でも、全国でも数少ないということで、早目に取り組んだ結果だと思っております。

以上で説明を終わりたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 説明いただいたところでございますが、皆さんのほうから意見等、何かありませんか。手島議員。

○ 6 番（手島牧世君） 今度の事業における、この事業の必要性は急務なのかどうか。要は、本町の事業において、これを取り入れるというのは今なんだろうということ。（「今、必要なのかということ」の声あり）そういうことです。

○ 議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○ 町民生活課長（佐藤吉則君） ただいまの御質問にお答えいたします。

カーボン・マネジメント事業につきましては、二酸化炭素の削減ということと、経費の節減というものが効果として考えられるものでございます。その中で、健康福祉センター、あと本庁舎においても、空調の更新につきましては、今までの懸案事項となっておりましたが、財源の関係でなかなか実施できない。ただ、いつまでも延ばせるものではないということで、これは早目に対応しなきゃならないというところで、この補助事業を使い、少ない一般財源の中で更新していこうということで考えてございます。

あと、スイミングセンターにつきましても、LED照明というのは、これは早目に交換しなきゃならないということでしたんですけども、あとファンインバーター導入等々こういうものがあるんですけども、この補助費につきましては、採用される場合、単純に申し込んで、すぐ採用ということではなくて、費用対効果も見られるということになります。あと、各施設で2つの項目を合わせてという、例えば照明と空調のとか、そういう合わせないと採用にならないと。あと、1トン当たりの経費が少なくないとだめ。基準として10万円未満というものが、大ざっぱな金額で考えられております。

その中で、スイミングセンターの空調のファンインバーター導入、これにつきましては、表の右から3番の、1トン当たりの事業費とあるんですけども、これが1万450円ということで、費用をかけないで効果が上がっているということになります。

これを全部足してといいますか、考慮した中で、最終的に1トン当たり、うちのほうの事業で幾らなのかという判断されて、それで採用、不採用の決定に大きく関連するというところで、こういう面でいろいろ事業項目も調整しながら、やっと採択のほうに結びつけたということでございますので、この3つの組み合わせ自体がなければ今回、採択までなかなかいけなかったのではないかと考えています。

○ 議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○ 6 番（手島牧世君） もちろんこちらの事業を行うに当たって、施設のほうの概要とか状況とこの把握されていることと思います。

現在のスイミングセンターについてなんですけれども、こういった照明や空調を入れる必要

性があるかどうかから、まずお話を伺いたいかと思います。現在、もちろんサッシとしても、普通のサッシが入っていますし、天井がないという状態。もちろん空調の上にダクトがある状態。そういった中で、かなり、こういったものを導入して、どれぐらいというのは、本当に机上のところかと思うんですけれども、今も空調は一応そんなにこう、すき間風があるにもかかわらず、必ずダクトで吸わなければならないという数字的なところで循環していると思うんですけれども、そちらのほうの必要性があるかどうか。ちょっと説明いただきたいと思うんですが。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（佐藤吉則君） 空調のダクトの関係なんですけれども、現在は空調と、回している空気の流れ、ダクトで操作すると。モーターについては、ずっと同じ速度で回っているということなんですけれども、今回の場合につきましてはファンインバーターを導入して、それを夜間は少なくするとか、そういうふうにやって、二酸化炭素の排出量を下げることができるということで、取り入れています。

あと今、先ほども目標値と言いましたけれども、2030年度、それにつきましては義務的なものと捉えられていますので、それに向かって、最少の費用で効果を上げていかないと、なかなかその削減量に届かないということで、この3つの事業を予定しております。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） スイミングセンターについては、まず現在の建物自体として、いろいろな問題がうかがえると思うんですね。それを改善しないで、空調や照明だけを直しても、ある一定の今の状態から削減されると思うんですけれども、もともと、つくりとか構造上の問題で削減できるとか、変更できる場所はあると思われるんですが、それをそのままにしたまま、機材、空調、照明だけを変更するというのは、ちょっと無駄なような気がするんですけれども、その辺はどうお考えですか。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） それでは、御説明を申し上げます。

まず、今回のプールの事業費見ていただくと、おわかりのとおり、まず照明が一緒になっています。それから、空調のインバーターはかなり耐用年数過ぎているので、その交換をするというものです。

それで、この事業そのものも、環境省がやっております地球温暖化対策の、ことしの夏も本当にすごい暑いんです。この温暖化を少しでもとめるため、国が財源を割いて、全国的に進めて

いくと。たまたま、うちのほうが宮城県でトップバッター、東北では3番目ですかね、かなり早い順番で、うちのほうが取りかかるわけですが、それにまず先端として取り組んでいくということが1つと、2つ目は、今、長寿命化の調査を行っていますが、それぞれ施設、直さなくてはいけないところが次々出てきています。それで、本庁舎、それから、さるびあ館、それから今、御指摘ありましたスイミングセンター、それから中央コミュニティセンターの空調と、それから照明の問題がございます。

それで、中央コミュニティセンターの空調と、それから今お話しいただきましたスイミングセンターの空調の問題も、この調査していろいろと調べたんですが、そこに投じる事業費が、減らせる二酸化炭素の、ここにあるんですが、1トン当たりの事業費がかなり高くなってしまって、今回のこの事業には乗れなかったんです。

それで、であれば、この3つ目の、空調のインバーターの交換だけ、こちらのほうはかなり安い金額でかなりの二酸化炭素を削減できるということで、今回これを入れました。

それで、今、御指摘いただいた建物全体の見直しについては今後、違う事業、長寿命化、今、長寿命化対策の財源がかなり国のほうでも厚くあてがってきていますので、それら等を含めながら、また第2段で考えていかなければいけないというふうに思っていました。

今回に関しては、プールについては主に照明と、それからインバーターという形ということで進めていきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 今ので、空調に関しては、ある程度わかりましたが、照明のBEMS導入ですか、そちらに関して、もともとプールの照明のあり方は、水中での結局、人が沈んでいないかとかの確認をするためであって、人に感知して、明るい暗いではなくて、水底、底の確認ができる状態を多分必要とされているところなんです、その辺はどのようになっていますか。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（佐藤吉則君） 一般の施設と違いまして、そういう面、考慮に入れながら、現時点での照度は下げないよというのが基本的な照明設備の更新になっておりますので、あと設定の仕方ですね。そういう設定を行って、下に沈んでいる事故とか起きないようにはしていくものと考えています。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございせんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 計画はよくわかりました、大変。町負担が半分でできるということであ

れば大変いいと思うんですけども、ただこの計画には今のところ、あくまでもスイミングと健康センター、本庁舎の3つの計画であるんですけども、今、騒がれている、当然、小学校、中学校の、冬は石油ストーブですよね。夏は何もない。冷房を当然設置しなきゃならないんだと思うんですけども、その辺の計画というのはこれから先々に入っているのか。あるいは、先々というよりも、ここ一、二年で計画立てなきゃならないのでないかと思うんだけど、それにはどうなのでしょう。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 今、御指摘いただいた、小学校、中学校、それから幼稚園等の冷房の問題かと思うんですけども、今回、幼稚園、小中学校のほうも検討しました。それで、今回のこの事業の、環境省の、まず原則は、1施設2つ以上の設備を直すということで、照明と空調とか、組み合わせが必ず必要だということです。ですので、学校の照明だけ、一番のちょっと直したかったのは、水銀灯、これから生産中止になりますよね。体育館のほうも全部取りかえたかったんですが、水銀灯をもし体育館のを直すのであれば、あそこに空調、今ついているものを取りかえるとか、そういうことをしなくてはいけないんです。ですので、学校のほうの事業をここに入れることはできなかったです。

それで、今、学校のほうで問題になっている空調については、この事業の特徴としましては、今ある空調の既存設備を取りかえることによって二酸化炭素が減るのが原則ですので、新しくつけるというのは対象外になってしまうんです。ですので、幼稚園も空調、今後つけていかなければいけないんですが、今回この事業には乗れませんでした。

これから、小学校等の、あるいは幼稚園等の空調を、特に夏場の冷房のことについては検討していく課題としてございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、ないようですので、美里町地球温暖化対策実行計画及び地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業については以上といたします。

それでは、協議事項の（5）平成30年度美里町道路照明灯更新業務についてに入ります。それでは、総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、平成30年度美里町道路照明灯更新業務についての説明員の紹介をさせていただきます。

建設課長の沼津晃也でございます。

- 建設課長（沼津晃也君） 沼津です。どうぞよろしくお願いします。
- 総務課長（佐々木義則君） 同じく、建設課技師の佐藤敏次でございます。
- 建設課技師（佐藤敏次君） 建設課、佐藤です。よろしくお願いします。
- 総務課長（佐々木義則君） それでは早速、建設課長より内容について説明いたします。
- 議長（大橋昭太郎君） 建設課長。
- 建設課長（沼津晃也君） それでは、平成30年度美里町道路照明灯更新業務について、御説明に入らせていただきます。

1 番目に、ただいまの現状についてということで、現在の町道の道路照明灯数ですが、467基、うち水銀灯237基、ナトリウム灯220基、蛍光灯10基となっております。

2 番目に、そのうちLED化したものについての灯数であります、21基。内訳につきましては、水銀灯1基、ナトリウム灯20基、蛍光灯はゼロでございます。

3 番目といたしまして、年間電気料でございますが、約820万円。建設課分が560万円、防災管財課分が260万円と推計しております。年間修繕量でございますが、約100万円、これは建設課分でございます。照明灯については、建設課と防災管財課で管理しておりますが、防犯灯との区分が明確でない状況となっております。

2 番目につきましてですが、電気料金です。現在の電気料金は約820万円、年間かかっております。LED化後の電気料金につきましては、約240万円と推計しております。これは、年間差し引きしますと580万円の見込みであることから、3の対応となります。

電気料金及び修繕費の削減と環境への負荷軽減を実現するため、446基の道路照明をLED照明に更新したいと考えてございます。更新費用であります、6,804万円を予定したいと考えてございます。

4 であります、事業効果であります。

（1）電気料金の削減額が、約、年間580万円となります。

（2）の修繕費の削減ですが、これは電灯のみの削減額でございますが、全部更新することから、年間約100万円の削減となります。

3 番の、二酸化炭素排出量の削減でございますが、これは現在のものと比較しまして76%の削減となります。

4 番目の、消費電力の抑制でございますが、これも約76%の抑制と考えております。

5 番目の、実施方法であります、実施に当たっては、財源確保等の理由により公共施設等適正管理推進事業債を活用し、これは充当率90%、交付税算入額が約50%を見込んでござい

す。

なお、実施方法は設計施工一括方式で実施したいと考えており、理由は次のとおりでございます。

（１）調査、設計、施工、報告、点検等を一体に行うことで、各段階へ移行する際の調整等のロスがなく、円滑な事業実施が可能となること。

（２）民間の設計や調達に関するノウハウ等の活用により、調達コストを削減できること。

（３）としまして、一括発注により事務処理等のコストが削減できること。

（４）といたしましては、一括発注により工期の短縮が図られ、電気料金を早期に削減することなどがあります。

以上、説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） ただいまの説明について、皆さんのほうから意見等、何かありませんか。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○６番（手島牧世君） ＬＥＤ照明の寿命というのは何年ぐらいになるんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（沼津晃也君） ＬＥＤ照明の寿命につきましては12年後になります。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）前原議員。

○11番（前原吉宏君） 道路照明灯数が467基となっています。このうち、水銀灯237基、当然だと思えますけれども、小牛田の駅前の108基だったかな、あれは対象になっているんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（沼津晃也君） 水銀灯につきましては、駅前の、今、御質問あった部分と、本小牛田と、それぞれ対象としてございます。

また、駅東にナトリウム灯がついておりますので、大体の部分が、駅東と本小牛田のナトリウム灯となってございます。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 前原議員。

○11番（前原吉宏君） 駅東に関しましては、設置してから年数がそんなにたっていませんよね。それに対する費用対効果というのを一つ聞きたいなと思います。いかがですか。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（沼津晃也君） （２）でお示ししておりました、ＬＥＤ済みのナトリウム灯に関しましては、ほとんどが駅東でございまして、駅東のナトリウム灯は寿命が大体６年というふう

になり、既にもう寿命は来ているのかなというふうに思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 前原議員。

○11番（前原吉宏君） 駅東についてはわかりました。

駅西の、先ほどの水銀灯の件なんですけれども、道路の一带の改修等を考えていると、前に私の一般質問の中で回答あったんですけれども、それとは別にやってしまうということは、延長して考えるということなんでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（沼津晃也君） これも、今回の事業は平成32年までの期限つきとなっておりまして、抜本的な改修にはならないですが、このLED化することによりメリットを、先に恩恵を受けるというようなことで事業をいたしたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 前原議員。

○11番（前原吉宏君） その際なんですけれども、課長わかっていると思いますけれども、スイッチ関係の大分厳しい状態になっているのかなと思っております。その辺の修理に関しても、一緒に行うつもりなのかの確認だけです。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（沼津晃也君） 個々には自動点滅器等々が入っておりますが、配電盤等、もし必要であれば、その年次で修繕せざるを得ないと考えています。

○議長（大橋昭太郎君） 前原議員。

○11番（前原吉宏君） ということは、これとは予算別ですと捉えてよろしいんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（沼津晃也君） 一応うちのほうの見込みなんですけれども、6,804万円の中には入れてございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） 2点ほどお尋ねいたします。

まず初めに、この修繕費というのが上の段の、年間修繕費100万円で、事業効果として、まず（2）の、修繕費の削減、同じく100万円と。この同じ100万円ということなんです、ゼロということはあるのか、まず1点。1点ずつ。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（沼津晃也君） 今まで、年間の修繕につきましては、玉交換と自動点滅器の交換というのが主でございました。その分の削減は100万円になるだろうと。今回、全部更新いたしま

すので、そのようになろうかと思えます。（「もう少し大きい声で」の声あり）ただし、ほかの部分もございいますので、年間の修繕費につきましては、削減額が100万円であって、予算につきましては、やはりいくらはおかなければならないと考えてございいます。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） もう一点は、事業年度、平成30年とあります。この事業を推進するにあって、この期間はどれくらい。単純年度の単年度で行えるのかどうか。それと、この補助額の部分、これは単年度で国のほうからの補助とか確実にあるのかどうか。この2点お願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（沼津晃也君） まず、第1点目ですが、実施期間ということでございいます。うちのほうでは、9月議会に提案して、10月までに契約手続等を踏みまして、なるべくだったら3月までに全灯交換したいわけですが、いかんせん数多いものですから、もしかすれば繰り越しを3月にはお願いしなければいけないかなと、こう考えてはおります。

○2番（鈴木宏通君） その予算が。

○建設課長（沼津晃也君） それで、財源は全額起債でございいます。それで、先ほど申し上げた、5番目の実施方法に当たってということで、これは起債事業充当率90%になっています。

なお、当然交付税算入率の50%、これは国交省と交渉しまして、この事業でやれるということだったので、交付税の後からの措置が認められるものであります。

○議長（大橋昭太郎君） 鈴木議員。

○2番（鈴木宏通君） この交付税の充当に関しては、次年度ということによろしいんですか。償還分。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（沼津晃也君） これは、償還時ということです。（「以上です」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。手島議員。

○6番（手島牧世君） 前段に、カーボン・マネジメント強化事業の説明がありました。それにも関連するんですけれども、4の事業効果の（3）二酸化炭素の排出量削減ということで、今の排出量はどれぐらいで、できれば76%削減するとどれぐらいというのを教えていただきたいと思えます。

○議長（大橋昭太郎君） 建設課長。

○建設課長（沼津晃也君） ざっくり言って大変申しわけないんですが、うちのほうの試算です

と、今、使っている電気ワット数ですか、キロワットアワーになります。56万6,000キロワットアワーで、今回LEDにすることによって13万8,000キロワットアワーになります。電力量にしまして、削減が42万8,000ほど、キロワットアワー、ちょっと電卓たたいておかしいなと思われるんですが、ざっくり言ってその程度で、年間排出量、CO₂でございますが、CO₂の削減量で言いますと、238トン、CO₂ということでございます。（「削減量は」の声あり）削減量が238トン。

- 6 番（手島牧世君） が、76%削減量ということですか。
- 建設課長（沼津晃也君） はい。76%の削減量が238トン、CO₂。
- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、ないようですので、平成30年度美里町道路照明灯更新業務については以上といたします。御苦労さまでした。

じゃあ、このまま次、追加の部分に入りたいと思います。

それでは続きまして、協議事項の（6）宮城県国民健康保険被保険者証の一部印字漏れについて、入ります。総務課長。

- 総務課長（佐々木義則君） それでは、宮城県国民健康保険被保険者証の一部印字漏れについての説明員を紹介させていただきます。

町民生活課長の佐藤吉則でございます。

- 町民生活課長（佐藤吉則君） 佐藤です。よろしくお願いします。
- 総務課長（佐々木義則君） それでは早速、町民生活課長より説明を申し上げます。
- 議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。
- 町民生活課長（佐藤吉則君） 宮城県国民健康保険被保険者証の一部印字漏れにつきまして、今回4月1日から新しく宮城県と美里町の共同で保険者となりまして、健康保険被保険者証を交付したわけですが、8月1日から使えるものを交付するということで、3,262世帯、5,955人に対しまして、7月末までに簡易書留による郵送及び直接交付を行っております。

そのときですけれども、166世帯、250人に交付した被保険者証におきまして、被保険者を特定する記号・番号欄に、記号の部分が印字漏れにより記載されていないことが8月1日に判明いたしました。

翌8月2日から対象となる全世帯を職員が訪問し、印字漏れのあった被保険者証を回収するとともに、新しい被保険者を交付いたしております。

経過といたしまして、7月19日から31日まで、これは郵送及び手渡しの方法ですけれども、平成30年8月1日付で一斉更新となる国民健康保険被保険者証を交付して、その際、8月1日から使用されるものでございまして、その8月1日になりましてすぐ、午前10時ごろ、町立南郷病院のほうから、被保険者証に一部印字漏れがあるということの連絡をいただきました。直ちに確認したところ、被保険者を特定する記号・番号欄の記号の部分が印字漏れにより付記されていないことが判明いたしました。

これにつきましては、本日お手元のほうに、正しいものと誤ったものということでコピーを添付させていただいておりますので、御確認していただきたいと思います。

これにより、本町電算システム業者及び原因を調査した結果ですけれども、7月1日以降に本町の電算システムにおいて作成した被保険者証につきまして、一部問題が判明いたしました。

これにつきまして、8月2日木曜日、翌日ですけれども、午前9時から正しく印字された被保険者証を作成いたしまして、各家庭を訪問。一部印字漏れがあった被保険者証と交換作業を開始して、これにつきましては、担当課の町民生活課はもとより、各課のほうから応援いただきまして、14班回らせていただきました。

一部印字漏れになりました被保険者証を交付した166世帯、250人のうち、昨日の午後8時までに148世帯、227人につきましては、正しい被保険者証を交付いたしております。

この原因といたしまして、調査の結果、電算システム業者に作成を依頼した被保険者証につきましては問題がありませんでした。アウトソーシングした部分なんですけれども、それで一部印字漏れとなった被保険者証につきましては、7月1日以降に本町の電算システムから出力したもので作成したものであるということが判明しました。その際、本町の電算システムの設定する際に、その記号を表示する設定が行われなかったということが1つと、それに職員が気づかないまま交付をしてしまっていたということが原因です。

今後につきましては、その業務における確認作業が不十分だったことが原因となっておりますので、以下の3点について徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

1つといたしまして、電算システムの設定につきましては、電算システム業者の立ち会いのもと、複数の職員により正しい設定となっているかを確認すること。

2つ目といたしまして、被保険者証を作成した場合、作成した内容が正しいか、複数の職員で確認する。

3つ目といたしまして、被保険者証のみならず、町民に送付する文書等についても、複数の職員でのチェック体制を徹底させる。

これにつきましては今後、職員と、それに対する会議等を持ちながら周知徹底をして、今後こういうことのないようにすることとしております。

町民及び医療機関の皆様につきましては御迷惑をおかけしたことに對しまして、おわび申し上げます。どうも申しわけありませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見等、何かございますでしょうか。吉田議員。
- 1番（吉田眞悦君） ちょっと2つほどあるんですが、まず1つは、これ、きのうの午後8時までは交換された方々が載っているんですが、それ以外の方々はどうなの。全部終わったわけじゃないでしょう。これ、148世帯、227人まではしましたけれども。
- 議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。
- 町民生活課長（佐藤吉則君） その後も交換業務は行っており、本日交付できた方もいらっしゃいます。あとは、社保加入とか、引っ越ししている等、お宅に行ってはいるんですけども、引っ越しとかして会えないとか、そういう方でごさいますて、この方たちにつきましても今後、足を運びながら、交換、交付を行っていきたいと考えております。
- 議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。
- 1番（吉田眞悦君） だから、何件あるの、まだ未交付の。今現在で。
- 議長（大橋昭太郎君） 副町長。
- 副町長（須田政好君） 対象の家は全部訪問してございます。1回目、木曜日でしたか、翌日2日木曜日の日に全部、世帯をまず訪問して、会えない方を金曜日、土曜日、日曜日としつこくといいますか、訪問しているんですが、会えない状態で今、18軒の方と、あるいはそのほかの事情により18軒の方に今、交付できていないという状況でございますので。（「18人」「18世帯」「何人」「18世帯、23人」の声あり）23人です。
- 議長（大橋昭太郎君） 今も行っていて、今時点での、そいつはきのうの夜8時の時点なんですね。（「はい」の声あり）今も行っているんでしょう。（「はい」の声あり）それは何人。（「きょうも交付しているの」「はい」の声あり）
- 1番（吉田眞悦君） どの程度つかんでいるんだかさ、この18世帯の23人が減っているというんでしょう、今の話だと。（「そうですね」の声あり）
- 議長（大橋昭太郎君） そいつ、きのうの段階なんだからさ、きょう時点、お昼過ぎているんだからさ。

- 1 番（吉田眞悦君） だから、直近の状態はどうなのですかということを聞いているのさ。これ、やっていることはやってるけど、わかんないから。いいです。時間がないから。早急に対応してもらわないとならないことだから。

それで、今後の対応の関係だけれども、今までもいろんな事務ミスというか、そういうことで、同じ課でもあったし、あとほかの課でもありました。ただ、その都度必ずというほど、複数の職員でのチェックとか確認ということ、毎回出ているのさ。悪いけれども、同じことなのよ、これ。全然改善されていないということを言って過言ではないと私は思うんだけれども、だから、そういうことも踏まえて、まず町長もきちっとその辺の対応をすべきだろうと思うんですが、いかがですか。毎回同じことなのです。

- 議長（大橋昭太郎君） 町長。

- 町長（相澤清一君） このたびは本当に、今、吉田議員からもありましたように、単純的なミスだと私も思っております。関係課長からこの話を聞いたときに、またかという話をさせていただきました。本当にこの対応策としては、複数の目で見ると、もう一度チェックをする、常に危機管理を持って仕事をしろよということは言っているんですけども、なかなかそれが実行できないというか、こういうふうな新たなミスが出たということは、やはり何かこの辺でも、やっぱりミス、我々の指導なり、そういうふうなところが悪い面もあるのかなと思いますので、なお一層、もう一回、再発防止策に向かってしっかりと、こういうふうな手順といたしますか、そういうようなマニュアルをしっかりとつくって、今後二度とないような形で進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

- 議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

- 1 番（吉田眞悦君） それはまずね、町長、言われたとおり、やらなきゃならないことは当然なんだけれども、やはりその意識というのが共通されていないから、こういうことも起きるのかなと思いますので。とにかく、私も対岸の火事ではないけれども、前にも言った記憶もあるんだけれども、全てのやっぱり課でそのようにして、毎回同じ対応策出してよこすのでは。とても、どこまでが本当にやっているんだかやという不信感だけになってしまうので、きちんとして次の対応とれるようにすべきだと思います。

- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。千葉議員。

- 14 番（千葉一男君） 今、吉田議員が言ったので同じことなんですけれども、1 つはこれ、こういう作業マニュアル、まずありますか。つくっていますか。

- 議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（佐藤吉則君） 現在のところは用意してません。

○議長（大橋昭太郎君） 用意していないと。

○14番（千葉一男君） 用意していないの。やっていないということね、今のところね。

それから、この原因のところを読んでみると、欄の印字がされない設定となっておりました。

これ、設定となっているということは、ほかはこの場合、これが標準なんですか。それで、使うためには、ここに必要な文字を追加していくというシステムですか。それを聞きたい。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（佐藤吉則君） 通常は、前年度になっていればそのままなんですけれども、今回、保険証がかわったことによって再設定ということで、その際の、結局、町自体、町ごとだったんですけれども、今度は、その記号以外は県内同じなので、それでそこを空欄に業者はして、町に入ったときにそこを設定し直さなければならないということが原因だったと。その際、その設定をなっていなかったということで、それについてもともと前と同じなのが頭で、設定してあるものだというような思い込みが今回の原因なんですけれども、そういうことです。で、今回新しく設定し直ししなかったことが、その原因です。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） その設定の責任ね、その行為の責任者は誰ですか、設定する責任。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） システムの中をいじくるので、業者の方に来て、技術的な面は手伝っていただきますけれども、設定の責任者は町でございます。ですので、職員がきちんと立ち会って、その業者の方が設定したのを確認して、そしてさらに印字した上の確認をして、責任を持って発行するのは町でございましたが、我々の単純なミスでこういうことが起きてしまったということでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） じゃあ、あいた口塞がらないね。イロハだね、仕事の。仕事のイロハですよ、こんなのは。チェックというのは、1人でやるのはチェックじゃないんですよ。確認、本人、チェックだったら複数ならなきゃだめなんですよ。もう少しやっぱりやってもらわないと、余計大変になるんだからさ、よろしくお願いします。

全体の手順書と作業マニュアルはきちっとやっぱりつくった上で指導して、徹底をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（大橋昭太郎君） それから、14班で行ったということなんですけれども、何人の職員がこれ

に当たって、どの課なんですか。

- 町民生活課長（佐藤吉則君） 1班2人体制で、14班で行いました。
- 議長（大橋昭太郎君） 28名ですか。
- 町民生活課長（佐藤吉則君） そうですね。回ったのはその人数で、あとは。
- 議長（大橋昭太郎君） 副町長。
- 副町長（須田政好君） 主に夕方、それぞれお会いできるだろうということで、その2日目の4時からその交換体制に入ろうという準備をしました。それで、4時から町民生活課の職員だけでは対応できませんので、各課、南郷庁舎の職員を除き、小牛田庁舎のさるびあ館から本庁舎、それから東庁舎で、議会事務局の職員にも手伝っていただきながら体制を整えました。町民生活課からは6人3班、それから町民生活課以外の課からは22名11班の班編成をつくり、その日、配付に動きました。3日以降は町民生活課の職員で対応したという状況でございます。
- 議長（大橋昭太郎君） よその課にも負担がかかっているということですね。（「はい」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

それでは、宮城県国民健康保険被保険者証の一部印字漏れについては以上といたします。

連絡事項があるんですが、これ県道が終わり次第もう一度集まりますか。きょうはやりますか。（「何ぼあるの」の声あり）

- 事務局長（吉田 泉君） ここにある資料は、本日、住宅の管理に関する実施要綱ということで準備いただいたもの。あとは、こちらの対がん協会のほうの、本年も賛助金という関係で届いているものでございます。
- 議長（大橋昭太郎君） ほかにありますので、終わり次第もう一度お寄りください。

午後2時53分 休憩

午後3時40分 再開

- 議長（大橋昭太郎君） それでは引き続き、全員協議会を開催いたします。

この機会ですので、広域議会、それから後期高齢者連合、その会議がありましたので、その部分について、報告をお願いしたいと思います。

広域議会の関係、ごみ焼却の問題もございましたので、その部分について、吉田議員のほうから経過なりを説明していただきたいと思います。

- 1番（吉田眞悦君） じゃあ、座ったままでいいですか。

○議長（大橋昭太郎君） どうぞ。

○1番（吉田眞悦君） 今、議長から、広域の、一番は試験焼却の関係だと思えますけれども、ちょっと今、先ほど言われたので、資料を何も持ってきていない中でのお話で、お許しを願いたいと思います。なお、あと議長も平吹議員さんも広域の議員として出ておりますので、足りない部分についてはお二方に願いたいと思います。

それで、7月9日に広域の議会が開かれました。それで、その件の大きな部分というのは、大崎市の試験焼却を始めるということが補正予算の中に入ってきたということで、あくまでそれをするかしないかということじゃなくて、補正予算の中での取り組みで、それを決めるということになりますから、そういう中で、大崎市からの持ち出し分と国の分ということの補正がありました。金額的に間違っていたら困るので、ちょっとその金額等については割愛させていただきますけれども。

それで、それを大崎市議会では、皆さん御案内のとおり、その前段にその案件を市議会で審議をして、賛成多数で可決をしたということを踏まえて、あくまで焼却をするのは広域事務組合の焼却炉を使ってやるということで、広域が関係してくるということになります。

そして、現在まだ正式に試験焼却にかじを切ったのは大崎市だけです。うちのほうの広域の中ではね。ただ、考え方として、あくまで執行部側の考えとしてですけれども、今はっきりと試験焼却の関係を予定していると言ったほうがいいんですかね。そのような方向性で、農林系廃棄物の関係をやろうという考えを持っているのが大崎市と美里町と涌谷町なんですね。

それで、その先のことも当然考えていかなくちゃならないというようなことも、当然根底にはあるわけなんですけれども、その中で今回は大崎市が一番先に出てきたというようなことでありました。

それで、大きなものはやはり、試験焼却するのには夜間やります。基本的に夜間だけやるということで、それらに係る搬入及び人件費等々が大きなものでありまして、それらについて、いろいろ種々、いろんな質疑があったりということで、その経過としてはありましたけれども、それで、最終的に討論、そして採決ということになるんですけれども、大崎の議会の進め方といたしますか、それにつきましては当然、質疑通告をして、その質疑が終わってから討論、そしてその討論が、反対討論がなければ賛成討論ができないというやり方が一つの、それがちょっとこれからもう一度検討しなくちゃならないかということに今しているんですけれども、それで討論は賛成討論ということで1人おったんでしたけれども、反対討論がないために、討論はなしということで、討論がないということについては、採決はみなし採決というやり方をして

います。

それで、うちのほうの場合だと、議案に関しては全て起立採決していますけれども、広域の、旧古川市のやり方のままということなんですが、それについては、反対討論がなければみなし採決で、「御異議ございませんか」で終わるんですね。それで一応、全員賛成というような形になったというようなことで、議会は通ったというようなことでありまして、今後10月から試験焼却を始めていくというような予定になったということです。

それで、皆さん知ってのとおり、広域での取り組みというのは、広域1市4町が1つという考え方で、消防から何かをお願いしているわけですので、それで、ごみも当然、今、3カ所のクリーンセンターがあります、広域の中では。それで、その3カ所ともクリーンセンターは使いますよということで、一番低レベルの400ベクレル以下のものから試験焼却をしていくと。

当然、今、県内で実施しているのは皆さん御存知のとおり、仙南と（「黒川」の声あり）黒川ね。そこではもうやって、今までやったクルーの評価からしますと、そういう検出はされていないというような結果は出ているんですけども、同じやり方で大崎も今度始まると。そうやって低いものから、1カ月の中で5日間、最初燃やして、そしてその後、検証をして、そしてその検証の結果、何も異常がなければ次の月にまた、もう少しレベルの高い、ベクレルの高いかな、ものを燃やしていくということで、順次段階を上げていくという焼却スタイル、これは全部同じスタイルです。そういうやり方をしていくという予定です。

それで、それらについて今度、説明会、当然質疑の中にもありましたし、私も最後に確認ということで、とにかく大崎市の2つの焼却場においてはと、プラス最終処分場、三本木蟻ヶ袋のですね、そこについては大崎市として広域行政も含めて、説明会はしたんですね。大崎の市議会にかける前に。ただ、大崎市以外が涌谷のクリーンセンターということで、していないんです、その後には。平成28年の12月だったかな、環境省と県と町とでは、その焼却についての説明会を2回、3回したのかな。駅東交流センターで2回。2回というのは結局、もう一回してくれという要望で2回になったんでしたけれども、あと和多田沼だったかな、3回は28年にはしているんです、こっちの、美里に関するところではね。

しているんですが、今回それから年数もというか、時間も経過しているということで、とにかくおらほの町もだけれども、広域行政が主体となって、それらの説明会を必ずするよというようなことで確認をとって、その後に採決をしたということなんですけれども、それらに伴って、今月の広報のチラシの中に、25日だったかな。（「26」の声あり）6だけ。に、駅東交流センターで説明会をしますというチラシが入ったようです。あのチラシ見て、私も初めてそ

の日にちがわかったんではしたけれども、そういう流れに今なっているというようなことです。

あと、質疑等については平吹議員も通告質疑していますから、もしあれでしたら平吹議員のほうからその内容等を話してもらえればいいのかなど。

一応、本当の概略ですけれども。

○議長（大橋昭太郎君） ありがとうございます。

○1番（吉田眞悦君） 済みません。今、執行側の方向性として、大崎市とうちのほうと涌谷町というようなことを言いましたけれども、ただほかの2町もそれらを踏まえながら、単独で、うちと別な方向でやろうともしているんですが、まだ先はちょっとわからないというのが本音のようです。ほかの町村だけどもね。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。

それでは続きまして、後期高齢者医療連合ですけれども、まだ全協入ったばかりですか。

（「そうだね」の声あり）じゃあ、その辺の経過なりを。

○8番（藤田洋一君） じゃあ、私、後期高齢ということで、ことしの改選後、美里から任命されて、今度初めて行くわけですが、実はこの間、3月の選挙後の後で参加できなくて、私、参加できない町村もありました。私は今回初めて、2回開催されるんですね。その開催があしたなんですよ、後期高齢、県のね。それで、初めて行くんですが、この間ちょっと班ごとにいろいろ、あしたに向けてということで話ちょっとありましたけれども、宮城県内で4つの班に、4だか5つに分かれるんですね。私が県北の会議ということで、6市6町、要するに、東松島から石巻、そして気仙沼、登米、栗原、大崎、町では女川、南三陸、そして涌谷、美里、加美、色麻ですね。6市6町ということで、県北会ということで、その班に私が入った。その前任者が、大橋さんが行ってこられて、この議長に就任されたために、私にかわりに来ましたということで一言話をさせていただきました。

それで、何せ高齢化、後期高齢ですから、我が町も1,547名ほどいるんですね、見ると。確かな数字だったか、ちょっとその辺は私の記憶なのですが、13%、2万四千六百何がしの人口であって、13%という比率でございます。なかなか大変なこれから、私も初めてでございますので、大変勉強になるし、私自身もあと8カ月で後期高齢の被保険者になるというような立場から、なおさら慎重にいろいろと、勉強させてもらおうかなということで、これからちょっとお話を申し上げてきました。

非常に難しいものはあるなと感じておりましたので、その中で、何か質問の時間がいろいろ、今までで、なかなか深く探ることできないんだということで、県北の会の班の会長さんが東松

島の議長経験者であります佐藤議員さんですね、会長。副会長については、南三陸町の及川幸子さんという方でした。特に、大橋さんのこと、わかっておられて、大橋さんの後ですから、なかなか私も大変なんでございますけれども、何とか、これから4年ですか、よそは2年で交代だそうですが、4年ということで、私、これからそこに携わるわけでございます。皆さんの御協力を得ながら、一つ勉強していきなというふうに思っております。

その中で出た言葉の、質問がなかなかする機会が、時間に制限されていないから、その辺は少し改善したほうがいいんじゃないかと佐藤会長のほうから、西澤議長さん、仙台市の議長さんが、議長、西澤さんですから、西澤さんにすれば、それは役員会で諮って、ある意味そのように、みんなの発言時間が多くとられるようにやっていきますということで、一つの課題というものでございましたが、そんな話でございました。

いずれ、あした開催されるわけですが、これから皆さんのいろいろ助言をいただきながら、一つ頑張ってみりたいというふうに思っていました。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 御苦労さまです。

よろしいですね。（「ネームプレートについて」「表示板かな」の声あり）表示板、そこにありますけれども、今まで明確にいつ返すかというようなこと、取り決めていなかったように思うんですね。それで、合併以降、議場で行われる本会議、それから特別委員会時にひっくり返してきたんですけれども、どうでしょうか。やっぱり表示板ですので、例えばきょうの全協であったり、常任委員会であったり、さまざまな正式な会議のときには返すという方向でいきたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいですか。（「はい」の声あり）出席時に、正式な会議のときに返すという方向でいきたいと思うんですが。（「全部でしょう、委員会、議会運営委員会、ここに来たら必ずひっくり返すの。そうすると、誰が来ているのわかるからね」「出席表だからね」の声あり）よろしいですか。（「はい」「やる方向でということね」の声あり）はい。（「だから、全ての会議ということでしょう」の声あり）そうですね。きょうも正式な会議なんだけれども、手島さんだけ。（「ちょっと明確な取り決めがなかったんだよね」の声あり）ないんだね。千葉議員。

○14番（千葉一男君） 教えていただきたいんですが、正式な会議というのはどういうことなんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 正式な会議は皆、正式な会議だと思いますし。（「違う。あれでしょう、議会としての会議でしょう。きょうみたいな国県道とか、そういうことじゃなくて」の声

あり)うん。全協とか。(「一応、議会活動期間としての活動の会議は全部」の声あり)よろしいですか。(「はい」の声あり)じゃあ、今後そのようにお願いしたいと思います。(「いいですか。例えば」の声あり)藤田議員。

○8番(藤田洋一君) 今度あるんだけれども、県議長会で、ここから移動して行って、パッハホールでやると。ここに集まってだよ、研修会やると、議員研修、議長会の。それに、ここに集まって、これひっくり返して、帰ってきたらまたひっくり返すということですか。

○議長(大橋昭太郎君) それはいいんでないですか。ここにいないんだもの。ここで会議やっているときにさ。

○8番(藤田洋一君) あくまでも庁舎内。

○議長(大橋昭太郎君) そういう感じでお願いします。(「了解」の声あり)よろしいですね。(「はい」の声あり)

じゃあ、局長、連絡事項お願いいたします。

○事務局長(吉田 泉君) では、休憩の間に、午前中の会議の関係の資料ですね、美里町営住宅の管理に関する実施要綱を配付させていただきました。

あと、それで、お手元のところにもとしびという機関誌と、宮城県対がん協会からの、今年度の賛助金の協力の依頼が参っております。こちらにつきましては、今までですと、お一人1,000円ということで、議員さん方のほうから美里町議会として、賛助金として協力していたところですが、こちらの平成30年度の取り扱いのほう、ちょっと御協議いただければと思います。

○議長(大橋昭太郎君) 対がん協会への賛助金、今までどおり1人1,000円ですよ。(「はい」の声あり)例年どおり賛助金を払うというほうでいいのかな、という方向でよろしいですか。(「はい」「やっぱり1つだけ疑問に感じているんだけれども」の声あり)山岸議員。

○9番(山岸三男君) 議員は公職選挙法で寄附行為はできないことになっていますよね。ここにも賛助金という、ここはあくまでも賛助寄附金ですからね。寄附金だから、その整合性をしっかりしないと、たかが1,000円だって実際、法律に触れれば、失職した場合にいろんなもの受けるんですよ。その辺の整合性をきちっと説明できるようにしてもらえばいいなと思うんですけども。(「賛助会費だよ」の声あり)

○議長(大橋昭太郎君) それから、議会として対応するというものですから。個人じゃございませんので、あくまでも。(「同じだって」の声あり)同じじゃないよ。

○9番(山岸三男君) 議会に対応するといったって、個人からお金を出すんでしょう、実際は。

○議長(大橋昭太郎君) で、議会として対応する。

○ 9 番（山岸三男君） だから、その公職選挙法には触れないのかどうか。それだけ。

○ 議長（大橋昭太郎君） 触れないようです。

○ 9 番（山岸三男君） 調べてほしい、きちんと。それだけです。

○ 議長（大橋昭太郎君） はい。

よろしいですか。（「はい」の声あり）

（「事務局のほうからは以上です」の声あり）そうですか。

それから、毎月 1 万円ずつ旅行積み立てを行っているところでございますが、今年度も例年どおりどこかに行くというような考えでよろしいですか。（「はい」の声あり）

それで、日程的には 10 月 28 から 30 日、2 泊 3 日、多分 8 万円か 9 万円ぐらいしか積み立てていないと思うので。（「何日から何日」の声あり）28 から 30。28、29、30、今のところ、このところはあいているんです。これから入るかどうかわからないんですが、ここをあけていただいてですね。（「日曜日から」の声あり）日曜日から。（「27」の声あり）28 から。（「金、土、日とね」の声あり）違う、日、月、火です。（「9 月、10 月」「10 月」の声あり）一応この方向でいきたいと思しますので、この間に災害等があれば当然できないことにもなりますけれども、この方向でいきたいと思いますが、よろしいですか。（「お任せします」「お願いします」の声あり）

それで、行き先について何か御要望がございますでしょうか。（「お願いします」「いいところ」の声あり）じゃあ、いいところに行くということで。じゃあ、この方向で進めさせていただきます。（「はい」の声あり）出欠については、後々また。

以上ですけれども、皆さんのほうから何かございますでしょうか。（「ちょっと 1 つ」の声あり）吉田議員。

○ 1 番（吉田眞悦君） 今、賛助会費で言われていたけれども、西日本の豪雨ね、その件で県議長会のほうで取りまとめというか、その方向性を後でまとめて出しますからということが櫻井会長から言われたのさ、あの研修のときに。あの 2 日間の研修あったよね。そのときの 1 日目、俺たちだったの。そのときの挨拶の中で、そういう話がね。それで、前に熊本地震のときの、うちのほうでは県議長会からの要請と、熊本県の美里町ということで、分けてうちの町では出したけれども、それで全然、県議長会のほうからは連絡ないのですか。

○ 議長（大橋昭太郎君） 実はきょう、県議長会のほうから、8 月 17 日に、その関係について協議するということでの案内がございました。その臨時会を。

○ 1 番（吉田眞悦君） 役員会でなくて。

○議長（大橋昭太郎君） 議長会議。ということでございますので、その内容等については8月17日の会議で恐らく。

○1番（吉田眞悦君） その後ということになるね。

○議長（大橋昭太郎君） そうですね。

○1番（吉田眞悦君） えらい甚大な被害だからね。

○議長（大橋昭太郎君） そうですね。先ほど、全協の中で、美里町ともちょっと交流のある山形県最上町について、きのうから盛んに災害の問題が出ておりましたけれども、大したことないそうです。土砂崩れ2カ所ぐらいだということで、それは大したことないという回答だった。町で問い合わせたそうです。

そういったようなことでございますので。よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかにございませんでしょうか。（「なし」の声あり）

それでは、全員協議会の協議は以上とさせていただきます。

副議長、閉会の挨拶をお願いします。

○15番（我妻 薫君） これほど長い全員協議会の会議、こんな長いのは今までなかったかなと思っていますが、以上で全員協議会を終わりたいと思います。

大変御苦労さまでした。

午後4時07分 閉会